

国土交通省独立行政法人評価委員会 第 1 1 回海上災害防止センター分科会

平成 2 1 年 7 月 1 6 日

【筒井課長補佐】 定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第 11 回海上災害防止センター分科会を開催したいと思います。委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠に有難うございます。

私は事務局を務めます海上保安庁警備救難部環境防災課で課長補佐をしております筒井と申します。本日の議事の進行につきましては、後ほど分科会長をお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

分科会の開催に当たりまして、海上保安庁警備救難部環境防災課長の河村からご挨拶を申し上げます。

【河村環境防災課長】 環境防災課長の河村でございます。環境防災課長もこの 7 月の人事でかわりまして、私、実は一昨日、14 日付で環境防災課長を拝命いたしました。防災関係の仕事は初めてでありまして、分からない部分も多々ございますが、これから一生懸命勉強してまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、改めまして、皆様、本日はお忙しい中、大変暑い中この分科会にお集まりいただきまして、誠に有難うございます。また、日頃より海上保安庁、海上災害防止センター業務に多大な御理解と御協力をいただき、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

海上災害防止センターにつきましては、昨年 4 月からになりますが、第二期の中期目標期間に入っております。後ほどセンターの理事長から詳しい説明があるかと思いますが、第二期中期計画、それから 20 年度の計画に基づきまして、現在、HNS 関連業務の新規展開をはじめ、全ての業務を順調に行っていると聞いております。こうした中で、本日は 20 年度分の業務実績について皆様方から評価をいただくということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

一方で、センターにつきましては、皆様御案内かも知れませんが、独立行政法人整理合理化計画、これは政府全体の計画でございますが、これに基づいて公益法人化することが決定されております。原則として平成 22 年度末までに必要な措置を講ずることになっているわけでありまして、公益法人化に当たりましては法律改正をはじめ、様々な作業が今後生じてまいります。事務的には今月中に専従班を設置いたしましてこれから本格的に準備作業を進めていくことにしております。

こうした作業がこれから進んでいくわけでありますが、進捗状況につきましては随時皆様方にも御報告させていただきたいと思っております。引き続きこの点につきましても御理解、御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、本日は長時間の審議をお願いすることになり、誠に恐縮でございますが、最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。有難うございました。

【筒井課長補佐】 初めに、本分科会の委員に異動がございましたので御報告させていただきます。

本年7月1日付で、鏡臨時委員の後任としまして、株式会社商船三井常務執行役員の平塚様に、また、河端臨時委員の後任といたしまして、石油海事協会常務理事の平林様に就任いただいております。本日は平塚委員に御出席いただいておりますので、申し訳ございませんが一言お願いいたします。

【平塚委員】 ただいま御紹介いただきました、商船三井で安全運航と船舶管理を担当しております平塚でございます。海上災害防止センターの評価委員会の委員という大役を今回仰せつかりまして、身の引き締まる思いでございます。

海上災害防止センターの事業につきましては、私ども船舶を運航する業者にとりましても、何かあったときの備えと同時に、事故を起こさないための教育訓練という面でも非常に期待するところが大きいところでございます。引き続き海上災害防止センターの業務が滞りなく行われますよう祈念しております。今後ともよろしくお願い致します。

【筒井課長補佐】 有難うございました。

本日の分科会には、藤野委員、杉山委員、北村委員、工藤委員、小塚委員、平塚委員に御出席いただいております。なお、宮下委員と平林委員におかれましては、本日は都合により欠席でございます。

本日の分科会でございますが、委員8名のうち6名の方に御出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

このほか、本日はオブザーバーといたしまして、国土交通省から川中政策評価官に、また、独立行政法人海上災害防止センターから栗林理事長はじめ、富賀見理事、飯塚理事にも出席をいただいております。

本日、皆様方に御審議をいただきますのは、役員退職金に係る業績勘案率について、平成20年度財務諸表及び業務実績報告について、平成20年度業務実績評価についてござ

います。最後までよろしく願いいたします。

続きまして、本日の分科会の審議結果の取り扱いについて御説明いたします。本日御審議いただきます全ての案件は、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条第1項に基づきまして、本分科会の議決をもって国土交通省独立行政法人評価委員会の議決とすることとされておりますので、後日、木村委員長に御報告をし、御了承を得ることとしております。なお、本日の分科会の議事録でございますが、これまでと同様、議事概要及び議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

続きまして、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。まず、配付資料一覧が1枚。続きまして座席表1枚、委員名簿1枚、議事次第1枚。続きまして、資料1とタグをつけております資料、次に資料2とタグをつけております資料一式。同様に資料3-1とつけております資料一式。続きまして資料3-2、資料4。続きまして参考1、2、3、4、5、6とタグをつけております資料を用意させていただいております。過不足はございませんでしょうか。

それでは議題に進ませていただきます。藤野分科会長、よろしく願いいたします。

【藤野分科会長】 分科会長の藤野でございます。議事を効率よく進めてまいりたいと思っておりますので、最後まで委員の皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議題の審議に入りたいと思います。

最初の議題、役員退職金に係る業績勘案率について、事務局から説明をお願いいたします。

【宮本専門官】 事務局を務めさせていただきます環境防災課専門官の宮本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議題1の役員退職手当に係る業績勘案率でございますが、資料1になります。

まずセンターの役員の退職手当の計算方法について御説明させていただきます。役員の退職手当につきましては、独立行政法人海上災害防止センター役員退職手当支給規程に基づきまして、俸給月額の12.5%に在職期間の月数を乗じ、さらに、これに0~2.0の範囲で決定される業績勘案率を乗じて算出することになっております。

これから御審議いただきます業績勘案率でございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会の決定事項といたしまして、役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みにするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定するとされております。

す。

資料1の別添をご覧ください。今回は前理事の業績勘案率について御審議をいただきたいと思っております。前理事は、平成18年7月1日付でセンターの理事として就任いたしまして、本年6月17日に辞任しております。在任期間は約3年でございますが、この間のセンターの業務実績評価は、平成18年度及び平成19年度とも順調という評価でございましたので、法人の業務による勘案率については1.0とし、また、個人業績については増減する理由がございませんでしたので、個人業績については0とし、以上を踏まえて、前理事の業績勘案率については1.0ということで提案をさせていただきたいと思っております。

なお、退職手当につきましては、業績勘案率を1.0と仮置きいたしまして既に前理事に仮払いをいたしております。以上で説明を終わります。

【藤野分科会長】 ただいま事務局から、退職された役員1名の業績勘案率を1.0とすることについて説明がございましたが、これについて御意見ありませんでしょうか。

特に御意見はないようでございます。それでは、今回提案がありました役員1名の退職金に係る業績勘案率については、当分科会として1.0とすることでお認めしたいと思いません。

【藤野分科会長】 それでは次の議題2に移ります。平成20年度財務諸表について、事務局から説明をお願いいたします。

【宮本専門官】 御説明させていただきます。

財務諸表につきましては、独立行政法人通則法第38条第1項によりまして、独立行政法人は事業年度の終了後、3カ月以内に主務大臣に提出し、承認を受けなければならないことになっております。また、通則法第38条第2項で、主務大臣への提出に当たっては、当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を添付することになっております。本日御審議いただく財務諸表でございますが、平成21年6月30日付でセンター理事長から国土交通大臣あて提出されたものでございまして、これには、センターの監事と会計監査人でありますトーマツから意見が添付されております。

これから財務諸表を説明させていただきますが、次の議題3の業務実績報告書の説明と重複する部分が多々ございますので、議題2と議題3とをセンター理事長から一括して説明していただき、まとめて御審議いただければと考えております。こういう進め方で考えておりますが、分科会長、いかがでしょうか。

【藤野分科会長】 ただいま事務局から、議題 2、議題 3 をまとめて審議することについて御提案がありました。例年同じ進め方のように記憶しておりますし、審議を効率よく行うためにも事務局提案のとおりしたいと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

【藤野分科会長】 有難うございました。それでは、特に御異議がないということでございますので、まとめて審議をしたいと思っております。センター理事長から平成 20 年度財務諸表と、平成 20 年度業務実績報告書の説明をお願いいたします。

【栗原理事長】 センター理事長の栗原でございます。先生方には日頃からいろいろお世話になっております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、平成 20 年度の事業実績、それから決算報告についての御審査ということでございます。私どもも民間法人化の作業がこれから本格化する訳でございます、これから 20 年度の実績、決算、いろいろ御報告申し上げますが、民間法人化作業のことにつきましても併せて先生方からいろいろ御指導いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。まず 20 年度の実績報告ということで、資料 3 - 2、横書きの 4 段表になっている資料から説明させていただきたいと思っております。これで事業実績を説明して、それから決算の方に移らせていただきたいと思います。

2 ページ目をご覧ください。4 段表になっておりまして、中期目標、中期計画、20 年度計画、20 年度の実績となっておりますが、主として 20 年度計画と 20 年度の実績を中心に説明させていただきたいと思っております。

最初に、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、組織運営の効率化の推進でございますが、20 年度計画のところに書いてありますように、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務が終了したことに伴い、19 年度で九州地区における防災資機材の維持管理と訓練業務は終わりました、20 年度から新たに組織研修等の業務を受託しておりますが、19 年度でそうした業務が終わったことに伴いまして私どもの佐世保支所を廃止して、併せてセンターの組織・定員の見直しを行うというのが 20 年度の計画でございます。

これに対して 20 年度の実績といたしましては、実績の欄の [2] の 当該年度の取り組みのところを見ていただきたいと思います、「平成 20 年度当初に佐世保支所を廃止し、併せて H N S 防除体制の充実強化を図るため、同支所の定員 1 名を防災部に振りかえ

るとともに、防災部業務課を業務一課、二課に分課した。」ということで、佐世保支所は20年4月に廃止いたしました。そして、支所の定員1名を防災部の業務課に振りかえまして、業務一課、業務二課、それぞれ定員3名、非常勤の職員を入れますと4名体制ということで業務執行体制の強化を図ったということでございます。

それから、その下に「公益法人化に向けた取組について」と書いてございますが、御存じのとおり22年度末までにセンターの公益法人化を行うことが決定されておりまして、来年の通常国会に法案が提出されるということで、海上保安庁も準備をされているということでございます。私どもといたしましても、昨年の11月に部内にプロジェクトチームを作って、海上保安庁の指導を受けながら公益法人化に向けた諸問題を検討している最中であるという状況でございます。

それから、次の3ページでございますが、業務運営の効率化の推進でございます。これも例年出てまいるわけでございますが、一般管理費につきましては、第二期中期計画期間中に、左から2つ目の中期計画の欄を見ていただきたいと思うのでありますが、第一期中期目標期間の最終年度、19年度比9%程度削減するという目標でございますが、それを受けまして、とりあえず19年度比3%程度の削減を図るとというのが20年度の目標でございます。

これは19年度実績ではございませんで、19年度予算比で3%減ということでございますが、これにつきましては、20年度実績報告の欄の実績値のところを見ていただきますと、20年度につきましては、先ほど申し上げました佐世保支所の廃止に伴う支所管理費の削減、それから人件費の削減、人件費の削減といえますのは、職員の若年化を図っておりまして、定年退職に伴って若手の職員を3名ぐらい採用するということで人件費の削減を図った。それから、役員給与の一部削減もございまして、というようなことで、人件費削減だけで3,000万円ぐらいでございます。そのほか、事務諸費、消耗品費ですね、高熱水費とか印刷費とか、そういうものの削減が800万円ぐらいでございます。等々を合わせますと、19年度の予算が4億4,158万5,000円に対しまして、4,977万5,000円、11.3%に相当する額を削減したということで、3%の削減目標は十分クリアしたということでございます。

それから、その下の「レクリエーション経費について」ということでございます。これは今までは余り御報告していなかったと思うのでありますが、どこかの団体で丸抱え旅行をやったとか、道路特定財源でマッサージチェアを買ったとかいう話がございまして、センターに対しても福利厚生費、国の補助を受けていない場合であっても厳しく見直すよう

にという要請がございまして、私ども、そこに書いておりますように、19年度までは1人当たり7,000円の補助でハイキングとかささやかなレクリエーションをやっていたのですが、20年度以降はそれも取りやめたということでございます。ハイキングはやめました、なお書きで書いておりますが、人間ドック、生活習慣病予防健診に係る補助及び食事券に係るささやかな補助だけは必要最小限のものとして今のところ実施させていただいているということでございます。

それから、次に人件費でございまして、これも例年御説明しているところでございますが、中期計画の目標のところでも書いてございますように、22年度末までに17年度比5%以上の削減を行う。この17年度というのは17年度実績でございまして、5%以上の削減を行う。これは先生方が御存じのとおりでございまして、20年度計画ではとりあえず17年度比で3%程度に相当する額を削減するという計画を立てたわけでございます。

それに対する実績値でございまして、右の欄を見ていただきますと、既に措置している人件費削減のための施策、18年度から給与構造改革を行いまして、役員給与も減額いたしましたし、職員俸給表も削減、これは各独法、どこもやっているわけでございますが、私どもも既にやらせていただいております。その効果に加え、退職者にかえて若年のプロパー職員を採用した。先ほど一般管理費のところでも申しましたが、例えば佐世保支所長のかわりに若年のプロパーの職員を採用したとか、訓練所においても教官の後に若手の職員を採用した等によりまして、20年度の人件費を2億8,866万1,000円として、17年度実績に比べて2,185万5,000円、7%に相当する額を削減したということで、これも目標を十分上回っている状況であるということでございます。

それから、次の5ページでございまして、これも昨年度も申し上げましたが、給与水準につきましては、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取り組みを行うとともに、検証結果及び取り組み状況をホームページ上で公表するというのが20年度の計画でございまして、20年度実績では、当該年度の取り組みのところを見ていただきますと分かりますように、19年度給与水準の適正性について検証を行いました。

給与水準の適正性については、重要方針を踏まえた検討項目がいろいろございまして、検討項目についてそれぞれ検証して適切であることを証明し、かつ、私どもの給与水準が国に比べて多少高くなっているわけでございますが、高くなっている理由についても昨年度この評価委員会でも御説明申し上げまして、先生方の御了解をいただいた上でその結果

をホームページに公表したわけでございます。そういう取り組みをしております。

それで、20年度の給与水準でございますが、「その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報」の欄でございますが、センターのラスパイレス指数が111.6ということで、前年度よりは1.9ポイント下がっているわけでございます。私どものセンターは職員数も非常に少のうございますので、対象者が入れかわりますから、ラスパイレス指数も影響を受けやすいという面はあるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、給料の低い若手職員を積極的に採用しているということもラスパイレス指数を下げている一因になっているのではなからうかと私は思っております。

それから、その下の「給与水準が国に比べて高い理由」、これは昨年も申し上げたわけでございますが、先生方が御存じのとおり、私どものセンターでは危機管理業務と申しますか、緊急かつ危険な事態に対応する業務のほかに、それに付随する訓練とか調査研究というものを実施しているわけでございますが、そうした業務は一般的な国の事務だけの業務に比べれば危険性や困難性も非常に高く、その実施に当たっても高度な専門性が要求される。こうした業務を確実に実施するためには高度な専門的知識・技術、豊富な経験を有する職員が必要であるということ、先ほども申し上げましたが、私どものセンターの職員の学歴、殆どが大学・短大卒以上でございますして、そういうことがラスパイレス指数を多少高くしているのかなと思っております。

それと、2番目に書いておりますが、私どもの本部は横浜にございまして、地域手当が12%でございます。それから、横須賀に訓練所がございまして、これの地域手当が10%でございますから、全国平均に比べれば地域手当の支給率も高くなっている状況であるということでございます。

また、3番の「講ずる措置」のところ書いておりますが、22年度にはラスパイレス指数を109.9まで引き下げたいという目標を持って進めたいということでございます。

それから、7ページの事業費でございますが、中期計画の目標のところを見ていただきますと、第一期中期目標期間の最終年度比で3%に相当する額を削減するというのが目標でございます。先ほどの人件費と違いまして、一般管理費と同様、19年度予算比で3%削減するということでございますが、20年度計画のところを見ていただきますと、20年度の事業費は、第一期中期目標期間の最終年度と同程度にするということを目標としたわけでございます。

これに対しまして、20年度実績の欄を見ていただきますと、消防船定期用船料の削減等

により、20年度の事業費を7億3,416万6,000円として、19年度予算比3,122万4,000円、4.1%に相当する額を削減したということで、横並びという目標を立てたわけですから、十分達成しているわけですが、その内容をちょっと御説明させていただきますと、用船料の削減といいますのは、委託しております特殊曳船の会社も船員の若返りを図っておりますし、老齢職員がやめて若手職員が搭乗してきていることに伴う削減が2,300万円ございますし、20年度は定期検査等もございまして修繕費等も非常に少なかったということで、合わせますと3,900万円ぐらい削減があるわけですが、もっとも、去年は消防船の運航のための燃料費増もございまして、燃料費で1,300万円ぐらいの増がございました。それでも定期用船料削減で二千数百万の削減。

それから、「等」の中には、繰り上げ償還を行いましたので、定時償還分が19年度予算には入っていたんですが、それが要らなくなったということで2,000万円ぐらい削減になった等々もあるので、そういうことだけで3,122万円達成するわけですが、実は、もう一つ大きいのがなお書きでございまして、「なお、この削減率の達成は、第二期中期計画において、HNS業務費、受託業務管理費及び公租公課が事業費の削減対象外として新たに認められたことも影響している。」と書いてありますが、目標となる19年度予算では、HNS業務費、受託業務管理費、これはJOGMECからの受託業務に限るわけですが、それから公租公課、これは消費税とかそういうものですね、そういうのが入っていたんですが、20年度の実績値の事業費の計上に当たってはそういうものは除くとなっておりますので、これは言っているのかどうか分からないのですが、それだけでも目標を達成するというところで、JOGMECの事業費も19年度予算では六千数百万ぐらい入っておりますし、先生方はすぐお気づきになられると思いますが、私どものほかにやっている事業、機材業務とか訓練業務とか調査研究とかは、額までは申しませんが、多少事業費が増えているんですが、結果的にはそういう形で3,100万円を削減いたしまして、事業費の削減目標は十分クリアしたということでございます。

それから、8ページの随契、これも昨年いろいろ申し上げましたが、20年度計画では、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保するという目標でございまして、20年度の実績の当該年度の取り組みのところを見ていただきますと、19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成18年度に90%だった随意契約件数の割合を、平成20年度には41.4%まで引き下げたということで、次のページに表がございまして、全体で99件のう

ち随契は 41 件ということで、41.4%まで引き下げた。ちなみに、19 年度は 67% でした。

その計画の中で、「また、」以下に書いておりますが、同計画の中で規定した包括的随契条項の見直し、お分かりだと思いますが、要するにその他理事長が必要と認めるときには随契ができるという規定があったわけですが、そういう包括的な規定を廃止して、随契ができる要件をすべて列挙するというような内部規程の改正も行いましたし、総合評価方式の導入ということで、価格だけでは決められない場合については、技術等についても総合的に評価して落札する方式を導入するというのが総合評価方式ですが、そういう方式も導入いたしました。それから、複数年度契約の拡大ということで、複数年度契約をする場合の要件も明示して、こういう場合には複数年度契約を行うとか、手続の効率化、計画的に行うというようなこと等々について検討を行って、必要な規程の見直しも行いました。ただ、年度がちょっとずれまして、最終的な決裁はことしの 5 月になりましたが、実質的な作業は 20 年度に行ったということでございます。

なお、センターでは、すべての契約について、経理課と総務課で詳細かつ厳格に 1 件ごとに審査を行いまして、競争性、透明性の確保が図られているかどうかについて 1 件ずつ十分な審査を行って、監事もその確認を行っているという状況でございます。

次に 9 ページでございますが、次年度以降の取り組みとしては、随契によることが真にやむを得ないものを除き、引き続き、一般競争入札の拡大に努めるということで、できるだけ一般競争入札に持っていくようにする。この状況は昨年も御説明したところでございます。

もう 1 つ問題なのは、その下の「一者応札について」というところでございますが、私ども、競争入札を 54 件やったわけですが、そのうち一者入札が 22 件ございまして、40.7% ということで、他の法人に比べても一者入札の比率が高過ぎるという指摘をいただいております。そして、22 件の中でも落札率が 100%、つまり予定価格と入札価格が一致したのが 11 件あったということでございます。

これについての説明が次の 10 ページでございますが、一者応札に関しましては、海上防災業務が特殊な業務であり、契約可能事業者が少ない上に、地理的条件により対象事業者が限定されたこと等が主な要因であると考えられているということでございまして、先生方も御存じと思いますが、私どもが例えば HNS、有害液体物質を凝縮させるような実験を行う場合でも、どこの会社でもできるわけではないので、ある程度の実績、能力のある会社で

なればできないので、例えば今回のキソー化学というようにとどこにしていたわけですが、私どもが門戸を広げても、すぐ「うちもやりましょう」と応じてくるわけではないということもございます。

それから、例えば流出油の拡散シミュレーションなどの開発についても一般競争入札をしておりますが、これもその分野の専門の情報開発会社が応募してきましたが、その他の会社がすぐに「ではうちも」ということで手を挙げるという状況にはない。それから、私ども、後で御説明いたしますが、JICA事業などでいろいろ研修をやっておりますが、研修の通訳につきましても防災業務に精通した人がいる、あるいはそうした経験がある通訳会社でなければ、どこでもいいというわけにはいかない面もございます。

等々ございまして、私どもの防災業務はかなり特殊な業務であるということだろうと思うのでございますが、門戸を開放したからすぐに複数事業者が入札に参加するというわけにはいかないということが1つと、もう1つは、地理的条件により対象事業者が限定されている。私どもの機材業務のうち、油回収装置の委託業務なんかはまさにそうですが、油回収装置の管理受託をやっているんですが、これは各基地、資格を持った事業者が1事業者しか今までのところございませんで、その事業者が入札して落札するというので、全国10基地に分かれて油回収装置の管理委託をやっておりますが、よその事業者がそこに進出して、船を持って、油回収装置を保管する施設を設けて、人を設けて、営業所を設けて参加してくるかとなると、実際にはなかなか大変ではないかという感じもしております、そういうこともありまして一者入札になったということもございまして。

ただ、私どもは、役所の御指導もございまして、一者入札でいいというわけにはいかないんで、広報等を通じてぜひ入札に参加してほしいと資機材の管理の受託業務等についてもやっておりますし、同業他社に入札に参加してほしいとセンターから頼むということもやっております。というのが実情でございます。

それから、落札率100%の件でございますが、私どものセンターの予定価格というのは、複数の事業者から下取りの見積価格を取りまして、その中の一番低い価格を入札価格として設定しているわけでございます。事情を聞いてみますと、通常は1回の入札では決まらないんですね。2回、3回と落札を繰り返して予定価格に収れんしていくというような形で100%になるということもございまして、たまには偶然の一致といいますか、予定価格を出した人がその価格で札を入れるということで一発で決まる場合もありますが、通常は3回ぐらい繰り返すそうでございますが、入札を繰り返して予定価格に収れんしていった

落札価格が決定するというような状況になっているのが実情でございます。

それから、取り組みでございますが、今後も適正化を図っていききたいということでございます。

11 ページでございますが、これは 20 年度計画どおり行いましたので実績値の欄を見ていただきますと、横須賀、四日市、岩国、徳山各地区の海上防災訓練に参加して関係機関との連携強化を図ったということで、目標も関係機関との連携強化を図るということでございますが、その地区で行ったということでございます。

12 ページは、講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣するというところでございますが、実績のところにも排出油等防除協議会、海上共同防災協議会等からの依頼により、全国 11 カ所（13 回）講演会等を行って、防災知識の普及・啓蒙に努めたということでございます。

それから、13 ページでございますが、ここからは第二期中期計画で新たに入れたわけでございますが、20 年度計画のところを見ていただきますと、これがセンターのメインの事業でございますが、海上防災措置業務の適時・的確な実施ということで、海上保安庁長官からの指示、いわゆる 1 号業務、また、船舶所有者その他からの委託、2 号業務により、排出油防除業務を適時・的確に実施するというところでございますが、実績報告の欄を見ていただきますと、当該年度の取り組みで、長官からの指示による 1 号業務は実績はございませんでした。これは平成 9 年度のナホトカ号以来、ここ 10 年余り実績がございません。

船舶所有者からの委託による 2 号業務は 2 件ございまして、いずれも軽微な事案で、本格的な 2 号業務の出動という状況には至りませんでした。20 年 5 月に「第八みかさ丸」が、大分港でセメント運搬船と衝突して、積み荷の軽油が流出したということでございます。もう一つは「第 68 慶勝丸」でございますが、神奈川県の上三河港で、68 慶勝丸は漁船でございますが、燃料ポンプの閉め忘れで燃料の A 重油が流出したということで、いずれも軽微な事案で、本格的な出動という感じにはなっておりません。

それから、その他のところで記載している「稚内基地の開設」ですが、これは重要な取り組みですので、ぜひ先生方にも知っていただきたいと思いますと思うのでございますが、サハリン プロジェクトの本格稼働に備え、北海道沿岸域で大規模油流出事故が発生した場合の初動対応を確保するため、平成 20 年 10 月、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等所要の資機材の整備をしたということでございます。

御存じのとおり、サハリン につきましては 20 年の 12 月から原油の出荷が始まってお

りますが、北海道沿岸の災害対策という観点から地元の要望に応じてセンターが自主的に基地を設けて資機材の整備を行ったということをごさいます、ここは特定海域でも何でもございせんから、センターとしては収入は何もないわけございまして、地元自治体の要望に応じてやっているということございませう。

それから、15 ページございませうが、HNS 防除体制の充実強化ということで、契約防災措置実施者に対する訓練ございませう。契約防災措置実施者の監督職員 28 名に対して、防除措置に関する研修を行うということございませうが、実績のところを見ていただきますと、契防者 28 名を防災訓練所に呼んで防除措置に関する研修を行ったということございませう。

防災訓練所で一括研修を行うだけでなく、契防者の所在地に赴きまして、契防者の皆さんを対象とした HNS 防除に関する訓練も行っております。HNS 防除業務を委託している契防者ですが、特定海域では 10 事業者、一般海域では 8 事業者いるわけございませう。特定海域というのは資機材、要員を必ず整備していなければ船が運航できない海域、また一般海域は法的な義務はないけれども整備するのが望ましいという海域ございませう。

そして、その他の評価のところ今後訓練の目標を書いてございまして、20 年度第 1 回排出油等防除専門委員会において承認された「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づき、資格を持った要員数の増強を図る。現在、法令に定める資格を持った防災要員というのは特定海域の各基地で 1 基地 2 名、多いところでは 4 名、2 ~ 4 名の資格を持った防災要員がおりますが、これを今後 3 年間で倍増する。1 基地当たり 4 ~ 8 名、法的な資格を持った防災要員を常置させるという目標で現在やっているところございませう。

それから、16 ページございませうが、HNS 防除に関するサービス提供。これが 20 年度が一番大きい事業になるわけございませうが、御存じのとおり 20 年度から HNS 業務が本格的に開始しております。その内容は 2 つありまして、1 つは、当該年度の取り組みのところを見ていただきますと、特定海域を中心に HNS 防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNS タンカー所有者との契約に基づき、証明書を発行して、資機材及び要員を提供するサービスを開始したところございまして、一定の HNS タンカーに対してはセンターがかかわって資機材、要員を配備していることを証明する証明書を発行するというところで、20 年度は初年度ございませうが、2,180 件の証明書を発給したということございませう。

これは法的な義務のある事業ございませうが、その下の「また、」のところ書いており

ます石油・石化企業に対しても、資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等、要するにコンビナートにおける石油・石化企業に対しても、事故時の対応のほか、計画作成の支援、情報提供などのセーフティサービスを行う事業を始めまして、現時点で 101 事業所と契約しているところでございます。全国のコンビナートを網羅するには 200 事業所ぐらいを目標に契約事業所を増やしていきたい、努力していきたいと思っております。

ここでもう 1 つ、今後の目的として「次年度以降の取り組み」のところに書いておりますが、「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づき、資機材の抜本的整備、要員の訓練を図るということでございます。先ほど要員の訓練の話はいたしました。対応能力レベルアップ計画でもっと重要なのは資機材の抜本的整備でございます。20 年度にも約 3 億を資機材整備のために投資いたしました。20 年度から 3 年間で 7 億円の投資をして資機材の充実強化を図って対応能力のレベルアップを図る。現在、我が国のレベルはレベル C でございます。1 日当たりの油処理能力が 450kl/day。これを 3 カ年の能力レベルアップ計画によりまして倍増の 900kl/day、レベル B まで引き上げるという目標でやりたいと思っております。ただ、韓国とかアメリカは既にレベル A、1,800kl 以上の能力を保有しております。我が国では随分遅れているのが現状ということでございます。

それから、17 ページの機材業務ですが、全国 33 基地において、排出油防除資材の点検を毎月実施し、不良品についてはその都度交換、10 基地においては、油回収装置等の作動確認等の点検を毎月実施したということであり、計画通り実施しております。

それから、18 ページも計画どおり実施いたしました。実績報告を見ていただきますと、排出油防除資材搬出訓練を 33 基地において実施し、油回収装置運用訓練を 10 基地において実施したということでございます。

それから、19 ページを見ていただきますと、訓練の重点化ということでございます。これも第一期中期計画にも入っております。第二期の計画にも入っているわけですが、船員法に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点を置いて計画し、期間中に標準コースを 10 回、消防実習コースを 8 回それぞれ実施するということでございますが、実績値のところを見ていただきますと、標準コースで 11 回（受講者 470 名）、消防実習コースで 8 回（受講者 266 名）計画以上に実施したということでございます。

その他のところを見ていただきますと、ロ) のところで、標準コース、消防実習コース以外に、常設コースを 17 回、委託コースを 42 回実施したということで、標準とか消防実

習コースだけではなく、その他のコースも実施した。特に委託コースというのは、電力会社とかガス会社とか、そういうところの防災担当の人たちを呼んで企業の要望に応じて実施しているものでございまして、近年非常に増えてきているということでございます。

それから、20 ページでございますが、そうした訓練を実施した試験結果でございますが、計画では 80 点以上となるように講義を実施するというところでございますが、右の欄の実績値のところを見ていただきますと、標準コースでは平均点が 94 点、70 点未満の者は補習を行うことにしていますが、470 名中、標準コースで 2 名、消防実習コースでは平均点が 97 点で、70 点未満の者が 266 名中 2 名あったということで、補習を実施したということでございます。

21 ページの調査研究業務でございますが、「上越火力発電所 LNG 基地海上防災対策に関する調査研究」、「直江津 LNG 受入基地建設の海上防災対策に関する調査研究」、同じようなのが並んでおりますが、上越基地というのは中部電力さん、直江津については帝国石油さんの委託を受けて行ったわけございまして、藤野先生に委員長になっていただきまして委員会報告の取りまとめに御尽力いただきました。

実績のところを書いておりますが、そのほかには「海上災害対応シミュレータの開発」ということで、JOGMEC から委託を受けまして流出油の拡散予測のシミュレーション開発を行ったところでございます。来年度以降も石狩、新仙台における LNG 基地の防災対策、シミュレータの他の国備基地におけるシミュレーション開発等を行う予定にしております。

それから、22 ページでございますが、そうした結果をホームページ上で公開して、引き続き成果の普及・啓発を図るということで、当該年度における取り組みのところ、19 年度に実施した日本財団助成事業に係る調査研究の成果概要を新たにセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクして普及・啓発を図ったということでございます。

その下を書いてございますように、2009 年 6 月 20 日現在で当センターへのアクセスが 7 万 5,382 件ございまして、5,725 団体内 64 番目になるということでございました。相対的評価としては 5 段階で 5 の評価をいただいているということでございます。

23 ページでございますが、これもセンターが従来から行っている国際業務でございますが、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を 2 回実施して海上防災に関する知識・技能の移転を図る、普及・啓蒙を図るということでござい

すが、右の欄の実績値のところに書いておりますように、海技大学校からの委託による「技術教育科特別課程国際協力コース」を1回、それから、海上保安協会からの「JICA 集団研修」を1回行ったということでございます。ちなみに、前者の海技大学校からの委託はインドネシア、フィリピン、ベトナム等々の7カ国、JICAの方はインドネシア、マレーシア等の4カ国の参加がございました。

次の24ページでございますが、そうした国際研修につきましても訓練終了後に試験を実施して、平均点が80点以上となるように分かりやすい講義を実施するということがございましたが、右の欄の実績値のところを見ていただきますと、標準コースにおける平均点は69点、70点未満の者が7名中4名、また、JICAの集団研修の平均点は69点、70点未満の者が12名中5名いたということで、目標値は達成できませんでした。

下の欄に目標に達しなかった理由をいろいろ書いておりますが、今回の受講者の中には英語力が不十分な者が多かったこと、また、英語力に対して試験問題の難易度が高かったということもあったのではないかとと思われるということで、来年度以降、もう少し平易な英文を用いた講義ないし試験を行わなければいけないのではないかと、その辺は改善しなければいけないのではないかと考えております。

それから、26ページは予算でございますが、後から説明いたします。28ページに記載している「当期総利益及び利益剰余金」でございますが、総利益というのは税引き後の利益ということで、後から申し上げますが、20年度決算はかなり利益が出ました。当期総利益3億3,000万円となりまして、これを利益剰余金として整理したため、20年度末の利益剰余金が全体で25億7,000万円になったということでございます。このうち21億6,000万円は認可法人時代からの積み立てということでございます。そこに書いておりますように、防災措置業務で3.7億円、その他業務の合計で22億円ということでございます。

この発生要因でございますが、防災措置業務に関しましては、先ほども申し上げましたように、HNS事業の本格稼働により20年度に約2.2億円の当期総利益が発生して、利益剰余金が増えておりますが、このお金は、先ほど申し上げましたが、対応能力レベルアップ計画、資機材の整備等々に使っていく予定にしております。防災措置業務勘定での利益剰余金は、今年度の利益のほかにも、そこに書いておりますが、ナホトカ号で7.6億円の貸倒損失が発生して、14年度末には4.5億円のマイナスだったんですが、独立行政法人移行時にセンターへの政府からの貸付金6.3億円の免除がございまして、また、その間少しずつ増えたということもございまして、2.3億円の利益剰余金を計上しているということ

でございます。

それから、そのほかの事業につきましても過去からの利益の積み上げにより、損益に多少凹凸があるものの、漸増ということで利益剰余金を積み上げてきたということでございます。

それから、基金の利息等が利益剰余金の造成に貢献しているであろうということで、基金の運用益、特に利率の高いときにはかなりの運用益があったわけでございます。それから、助成金、補助金等による間接費・事業費の削減ということも利益剰余金の発生に貢献しているであろうと考えております。

それから、資産の売却ということで、防災訓練所の資産と土地を平成4年に売却いたしまして、6億2,000万の利益が発生したこと等々が利益剰余金が発生した理由でございます。

そして、利益剰余金を使途が限定される目的積立金でなく、自由に使えるように整理しているわけでございますが、その理由は、センターは、国から運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行っているため、各業務の運転資金とか欠損が生じた場合にはこれを補てんする必要があること、あるいは、損失補てんとか、船舶、訓練施設とか大型油回収装置とか、予測不能な緊急修理とか、予見できなかった大きな支出が出ることも予測されるので、現時点では目的積立金としないで自由に使えるようにしておきたいと思っております。

それから、「保有資産の管理、運用について」でございますが、固定資産として訓練施設、消防船、排出油等防除資機材等を保有しておりますが、いずれも適切に有効活用しております。金融資産につきましても、必要な運営資金のほかには、地方債の購入等を通じまして有効な運用活用を図っており、いずれも遊休資産は特にないと考えております。

それから、31ページでございますが、これは計画以上やっております、20年度の実績報告のところを見ていただきますと、当該年度の取り組みで、消防演習場については、設置10年目を迎えた発電機の点検整備を重点的に行ったということでございます。そのほか、そこに書いておりますように、ペーパー回収装置、タンクローリー設置台、エンジンルーム内修繕、油貯蔵タンクの修繕、淡水化プラントの高圧ポンプヘッド及び逆浸透膜等々、収益もよかったものですから、かなりの修繕整備をやらせていただきました。

32ページは、消防船につきまして、これも計画どおり「おおたき」の上架修理を実施しております。また、第二海堡へ行く足船である訓練船「ひので」、それからオイルフェンス

の作業展張船「ホエール」については、上架修理なり定期検査を予定どおり実施しており、21年度も定期検査なり上架修理を実施する予定でございます。

それから、33ページでございますが、人事に関する計画ということで、当該年度の取り組みを見ていただきますと、4月に新任職員を対象とした研修・訓練を実施し、人事配置も適切に行っております。出向者につきましては、現在、海上保安庁から8名、財務省から1名、民間船社から3名来ていただいておりますが、民間法人化に際しまして、出向者はできるだけ減らして、プロパー職員で埋めるなり、プロパー職員を採用していくという方向に進めていかなければいけないのではなからうかという考えを持っております。

それから、34ページでございますが、実績値のところ、年度当初及び年度末の常勤職員は29名であったということで、定員は変わっておりません。ただ、人件費等の問題もございまして、嘱託職員とか、そういう形での採用により、当面乗り切らなければいかんという問題もございまして、多少増えている面がございます。

それから、積立金として整理した理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

35ページでございますが、内部統制の問題でございますが、昨年6月にプロジェクトチームを発足させまして、そこに書いてございますように専門家からのヒアリングとか情報収集を何回か行っておりますし、行動計画の策定ということで、昨年9月に行動計画も作っております。それから、内部規程の整備ということで、センター内の文書管理規則の改正でありますとか、私有車を業務に使用する場合の達の制定でありますとか、その他三つ四つ内部規程を整備しております。それから、内部統制の場合はフローチャートをつくるというのが1つの大きな目標でございますが、フローチャートも作って、それを実行するように鋭意努力しているところでございます。

それから、業務監査では、監事の職員に対するアンケート、面接によりまして、コンプライアンス、内部統制について職員の意識が必ずしも十分でない面もある、ばらつきがあるという指摘もございましたので、その辺は今後努力していきたいと思っております。

以上が業務実績報告でございまして、これに応じます財務の話をしていただきたいと思っております。資料2を見ていただきまして、法人全体の収支は後から御説明申し上げるとして、まず勘定毎に御説明をさせていただきたいと思っております。

10ページは防災勘定でございます。11ページでございますが、貸借対照表と損益計算が載っておりますが、貸借対照表から簡単に御説明いたしますと、防災措置業務勘定、資産の部で、資産の合計23億6,900万円。うち流動資産が7億9,100万円、固定資産が15

億 7,800 万円でございます。細かい話はいいんですが、流動資産のうち現預金が 5 億 5,800 万円もございまして、かなりの額になっておりますが、これは 21 年度から始まる HNS 事業の前受金なんですね。年間の証明書の発行料を 20 年度末、3 月末までに徴収して 1 年間有効な証明書を発給いたしますので、その分が 2 億 7,000 万円ほど含まれております。この分は流動負債の前受金の 2 億 7,000 万円に符合するわけです。この分が現預金として入ってきています。それから、流動資産では棚卸資産が 2 億 2,700 万円、これも額が多いんですが、昨年も御説明いたしました、HNS 防除資機材で 10 万円未満の資機材、あるいは 1 回限りで消耗品になってしまうような資産については棚卸資産ということで計上させていただいております。

それから、固定資産では工具器具備品が 2 億 1,100 万円、これは HNS 関連で 10 万円以上のいわゆる固定資産に当たる、防護服であるとか、ガス検知器であるとか、かなり値段が張るものが予算計上されております。

それから、負債の部では、負債は 8 億 527 万円でございます。ここで大きいのは未払法人税 8,800 万円を初めて計上させていただきました。これは後で損益計算のときに詳しく御説明させていただきたいと思っております。それから、固定負債が 8 億 527 万円ということで、これは従来どおりで変わったことはございません。トランスレック、大型油回収装置ですね、国と日本財団からの補助を受けて購入したトランスレックが 3 億 3,000 万円、トランスレックだけでなしに HNS の関連資機材もございまして、見返寄付金ということで日本財団からの補助を受けておりますので、その分も入っております。

ということで、純資産の部の 2 億 1,800 万が今年度の防災措置業務勘定の未処分利益ということになります。

12 ページをご覧くださいと、これが損益計算書ですが、20 年度のセンターの非常に大きい出来事でございますが、経常費用が 3 億 6,100 万円、経常収益が 6 億 6,800 万円ということで、経常利益が 3 億 628 万 8,000 円となり、3 億 600 万円の経常利益が発生したということでございます。ちなみに、昨年の防災勘定は 7,300 万円ほどの赤字でございました。HNS 業務の収入が全然なくて、部屋を拡張したとか、業務管理費等々がふえたことによるものでございますが、20 年度は先ほど来申し上げておりますように HNS 業務が本格的に稼働いたしまして、収入も本格的に発生したということで、20 年度の HNS 業務の業務収入が、経常収益のところで見させていただきますと、4 億 6,100 万円です。

防災負担金収入というのが先ほど申し上げた 2 号業務 2 件の収入 320 万円、防災受託業

務収入 1 億 3,600 万円というのが J O G M E C からの受託事業ですが、防災受託業務勘定は従来から 6,000 万円減っているんですが、H N S 業務が 4 億 6,100 万円の収入がございました。H N S タンカー証明書の収入と、M D S S の料金収入でございますが、個々の収支では分からないんですが、費用を収入比で割りかけて見てみますと、H N S 業務収入だけで 2 億 3,900 万円ぐらいの利益になるんですね。その結果が 3 億 600 万円の利益になったわけでございます。

そこで、御説明だけさせていただきたいと思うんですが、実はセンターは税務申告というのは機材業務だけ、これはセンターが発足したときから、もっと言いますとセンターが海運業界から事業を受け取るときには税務申告していたわけで、機材業務だけを税務申告していたんですが、したがって私どもとしては、今期 H N S 業務はかなりの利益が出たんですが、H N S 業務については危機管理業務の一環として国に代わって行っている非常に公共性の高い業務であって、営利を目的としているものではないんだと主張をしていたんですが、私どもの監査法人が、額も非常に大きいし、新規の事業だし、税務申告した方がいいという強い指導がございました。

それだけ言ったのではぴんとこないと思うんですが、何で監査法人がそういうことを言うか御説明しないといかんですが、これには経緯がございまして、実は平成 19 年度に横浜の税務署からセンターに税務調査が入りまして、そのときに、これは税務署の担当者レベルの話なのですが、訓練以外のセンターの業務については税務申告をしてほしいみたいな話があったんですね。要するにセンター業務というのは法人税法施行令 34 業種の中の請負とか賃貸とかに当たるように思われるので、税務申告してほしいという話が担当者レベルからあったわけですが、それに対して私どもとしては、うちの業務は非常に公共的な業務であって、先ほど申し上げたように営利を目的としたものではないということ、もう一つは、これまで 30 年間税金申告をせずに文句も言われずにきたわけですから、非課税だったという継続性の原則からいってもおかしいのではないかとということで、税務署といろいろ話をして、水掛け論になっておりまして、19 年度は従来どおりの申告を行って特に問題はなかった、税務署ともその後は接触はしておりませんが、その辺の経緯は監査法人にも話しておりまして、監査法人もそういうことを知っているものですから、そうした事実を踏まえた上で、今回は利益も大きいし、新規事業、今までの事業とは違うということで、税務申告をぜひしてほしいという話がございまして、私どもも完全に納得したわけではないんですが、未払いの法人税を出させていただいています。

ちなみに、私どものHNS業務について本当に課税対象になるのかどうか、横浜税務署にも話を聞きに行ったのですが、請負事業に当たるのでぜひ申告してほしい、どうしてもあれなら国税局に意見照会してほしいという結論でございました。

そういうことで、今回8,800万円、実はこれをいたしますと、先ほど申し上げました資機材整備計画の達成がほとんど困難になりまして、かなりスローダウンしてまいります。それから、私ども、日本財団からの助成ももらっているわけですが、その辺がどうなるかという問題もございますし、今目指しております新公益法人、認定を受けようと思っておりますが、影響はないと思いますが、等々の問題もございますが、一応こういう形で今年度防災措置業務勘定の決算を行っております。先生方に黙っておくのもあれですので、話をさせていただきました。

それから、各勘定ごとの決算を簡単に御説明させていただきますと、57ページ、58ページが機材業務勘定でございます。59ページが機材業務勘定のバランスシートでございます。大きな変化はございません。資産が5億6,000万円で、流動資産が2億8,000万円、棚卸資産が1億321万円、先ほど申し上げたオイルフェンスとかそういう資機材ですね。それから固定資産が2億7,200万円、そのうち機械装置が3,382万円、これは油回収装置でございます。

それから、負債の部が1億469万円。流動負債の一年内返済予定長期借入金、これと固定負債の長期借入金、これは1年以上の償還期間があるものでございます。いずれも日本政策投資銀行からの借り入れでございますし、SO財団からの借り入れは、先ほど申し上げたように繰り上げ償還でもう終わっております。

20年度の未処分利益、当期総利益が730万5,000円。これは税引き後の利益でございます。

次のページが損益計算書。機材業務の20年度の損益計算でございますが、費用が3億4,050万円ですか。収益が3億5,287万円ということで、経常利益が1,236万円となります。実は昨年度は3,100万円ぐらい経常利益があったわけでございますが、1,900万円ぐらい減っているわけで、60%ぐらい減っているんですが、これは昨年10月に証明書の発行料の単価、1枚当たりの証明書発行料を25%ほど引き下げました。19年度は4,000万円強の利益が出て、かなり税金を払ったということで、単価を引き下げまして、証明書発行料収入が昨年度に比べて3,400万円近く、9.4%ほど減っております。その分が影響して利益が1,900万円ほど減になって、1,200万円ほどの経常利益で、税引き後は先ほど申

上げたように 730 万 5,000 円の利益ということでございます。

それから、次に 65 ページをご覧くださいと、消防船でございますが、消防船のバランスシートが、固定資産が 9 億 168 万円、負債が 1 億 6,100 万円ということでございます。資産の部、特に申し上げることもございませんが、固定資産 5 億 7,300 万円のうち、船舶 3 億 5,800 万円が私どもの消防船 2 隻の現在の帳簿価格ということでございます。それから、負債は合計が 1 億 6,100 万円ということで、資産見返寄付金は日本財団からの消防船購入に伴う補助であり、1 億 1,200 万円となっています。

今期の利益が 4,506 万 7,000 円。当期末処分利益が 4,500 万円ということでございますが、次の 66 ページが消防船の損益勘定でございます。経常費用が 4 億 1,500 万円、経常収益が 4 億 6,000 万円。経常利益が 4,507 万ということで、4,507 万円というのは昨年度に比べまして 1,600 万円ほど増となっております。5 割強の増でございますが、何で増えたかといいますと、手数料収入は昨年度も 4 億 1,800 万円でございますから、ほとんど変わっておりません。業務量もほとんど横ばいでございますが、費用の定期用船料が 2 億 1,900 万円でございますが、昨年度よりも 2,227 万円ほど減となっております。用船料が減になったのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、委託先の会社の老齢船員が退職して若年化になったということと、修繕費の減でございます。ということで 2,227 万円の減ですが、燃料費が一方で 900 万円近く高騰しましたので、昨年度に比べて利益は 1,600 万円の増にとどまって、今期 4,500 万円の利益ということでございます。

それから、次が 70 ページでございますが、訓練でございます。71 ページはバランスシート、資産の部 24 億円のうち 21 億円が固定資産ということで、建物とか機械という資産が非常に多い勘定になっておりまして、流動資産も 2 億 7,000 万円ということでございます。一方、負債は 7 億 7,000 万円ということで、これも見返負債、寄附金は日本財団からの補助ものでございます。今期は当期末処分利益が 3,663 万円ということでございます。

次の 72 ページを見ていただきますと、訓練業務の損益計算でございますが、費用が 3 億 3,300 万円、収益が 3 億 7,000 万円で、経常利益が 3,667 万円ということでございまして、これは前年度よりも約 1,000 万円減となっております。減になっている理由は、受講者負担金収入は会社からの受託事業などで 3,000 万円くらい増えたのですが、受託業務収入 589 万円、これは O D A などの受託が 1,600 万円減ったことに加えまして、先ほど来申し上げております施設修繕をかなり積極的に行ったとか、燃料費が高騰したとか、教材を刷新した等々の経費がございまして、結局 1,000 万円ほどの減ということで、3,668 万円

の当期利益ということでございます。

次は調査研究、77ページのバランスシートですが、資産の部が7億8,000万円でございます。固定資産が6億3,000万円。このうち投資有価証券6億3,300万円。これはほとんど基金で、その運用を行っているわけでございます。負債の部はほとんどございまして、1,500万円。民間出せん金は基金でございます。日本財団や船協などからいただいている基金で、5億2,000万円でございます。

次の78ページは調査研究の損益計算書でございますが、費用が7,955万円、経常収益が1億331万円ということで、当期2,375万円の利益ということで、これも昨年度に比べますと950万円くらい減っているわけでございます。受託業務収入は1割くらい増えたんですが、経費の方の業務諸費が3,800万円くらいございまして、業務諸費が昨年度に比べ2,500万円くらい増えています。これは、先ほど申し上げましたが、JOGMECからの受託による流出油の拡散予測のシミュレータ開発を外注いたしましたので、外注費が三千数百万円かかったということで、収入も若干増えたんですが、利益としては昨年度よりも950万円ほど減って、2,300万円になっているということでございます。

以上が各セグメントでございまして、それを受けて、全体の収支は2ページです。今申し上げましたように、防災業務はもちろんのこと、全勘定とも20年度は利益が出るという好決算になっておりまして、努力したかなと思っているわけでございますが、2ページが先ほど申し上げたのをまとめたものでございまして、法人全体の資産の部としては70億2,600万円、流動資産が18億2,000万円、固定資産が52億400万円ということでございます。負債の部は18億5,400万円、流動負債が5億5,900万円、固定負債が12億9,400万円ということで、利益剰余金、純資産の合計が51億7,200万円、負債純資産を合計したものは資産の額と一致する70億2,600万円ということでございます。

損益計算書、3ページでございますが、センター全体の損益としては、費用が15億364万円、収益が19億2,700万円ということで、税引き前では4億2,400万円の利益があったということでございます。これで法人税等9,317万円、防災勘定と機材勘定の法人税等の税を払った後の当期純利益が3億3,085万円ということでございます。

次の4ページは法人全体のキャッシュ・フローでございますが、業務活動によるキャッシュ・フローは、そこに書いておりますように支出とか収入とかいろいろ差し引きますと、5億6,200万円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等々もございましたので、全体としては2億7,600万円の減、財務活動によるキャッシュ・フロ

ーは、債務返済による支出、長期借入金の返済等で1,427万円の減、全体としては2億7,200万円の増になって、期末の資金残高は13億9,500万円ということでございます。

次の5ページは行政サービスの実施でございますが、業務費用全体としてはマイナス、つまり、各勘定が黒字になっているわけでございますから、3億2,500万円のマイナスの業務費用と申しますか、黒字になっております。それから、引当外退職給付増加見積額ということで国からの出向者の退職金の増加額を見込んだり、機会費用、国から便宜を図っていただいている出資金等の運用益を勘案するということで国に面倒をかけている金を勘案しても、退職見積額が578万円、国からの資金の機会費用が682万円、それに対して、先ほど来申し上げておりますように、法人税等を今期は9,300万円ぐらい払わせていただきますので、行政コストとしてはゼロになるということでございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

【藤野分科会長】 どうも有難うございます。

ただいまの説明につきまして、皆様の御意見を承りたいと思います。御意見がございましたら御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

では私から1点。小さいことかもしれませんが、あるいは、当センターの本来の業務からすると非常に大きな点かもしれませんが、先ほど御説明がありました業務実績報告で、11ページ目でしたか、ページは間違えているかもしれませんが、稚内に新しい基地を作っておられます。これは、従来33カ所に同様の基地がございますが、それと比べて違う性格のものですか。それとも、ほぼ同じようなものですか。今後、33という数を34と修正を要するようなものなんでしょうかという、非常に些末な質問で恐縮ですが。

【栗原理事長】 海防法で決められている特定海域に一定の船舶が出入りするには一定の資機材なり油回収装置を備えておかなければなりません。私どもが船主にかわって資機材なり油回収装置を基地に備え、そして証明書を事業者に発行しているわけです。法律上そういう制度になっているのが33基地あるんです。ところが、稚内基地というのは全くそういう制約も何もない、地元の要望に応じて私どもセンターがまさに公共的使命から備えているということございまして、証明書を発行するとか何とかというのは、義務もございませんから、したがって収入もございません。

【藤野分科会長】 そういう意味で、法律上と言うのが正しいかどうかわかりませんが、性格が違うということですが、私の質問は、実質上はほぼ同じ機能を持っていると理解し

てよろしいですか。

ちなみに、資機材が置いてある。一朝事があれば人が行きますよね。人をどうやって駆り集めるか、言葉は悪いですが、その辺も全く同じなんですか。

【栗原理事長】 人は、機材の場合も同様でございますが、そこにセンターの人を張りつけているわけではないので、人を張りつけるのはHNSだけでございますが、流出した場合に本格的対応をするにはあの資機材では十分ではないので、むしろ防除作業の場合は初動対応が非常に重要ですから、初動対応が十分できるようにというのを目安に置いてやっているわけです。したがって、別に稚内基地にセンターの職員を配置しているわけではないので、契約防災事業者でもある稚内港運さんの倉庫に資機材を置いてもらっていますから、事故が発生したときには稚内港運さんにまず出ていただいて、センターの職員が飛行機で追いかけていって対応するということになると思います。

【藤野分科会長】 分かりました。

もう1点、HNS防除機能を当センターとしては重要な核の1つとして取り上げていくということで、特定海域の基地に現在は2名程度の人がいる。それを4ないし8名ですか、増やしていく。この要員というのは、当然という言い方は失礼かもしれませんが、センターの職員ではないですよ。

【栗原理事長】 センターの職員ではありません、契防者です。

【藤野分科会長】 契防者ですね。それは、いろいろ高度の技術とか、専門家として養成するという手間をかけるわけですね。そういう人たちを育てていくのは大変結構なことなんですが、そういう人たちをいかにその場にとどめておくか、センターさんとしてはままたまらないことだとは思いますが、そこはどういう手だてをされるんですか。せっかく教育された高度な技能を持った方がいつの間にかいなくなっちゃうなんていうことがあってはもったいない話ですよ。そこは何かうまい手だてを考えられているんですか。

【富賀見理事】 現在28名、毎年研修をやっていますが、どこまでやるかという話になると思うんですが、一定限度に達すればローテーションができるようになると思うんです。今やり始めたところですから。

【藤野分科会長】 人は重要なことですから、その手当てをちゃんと考えられていることが、先ほど来出ている事故が起こったときの初動対応を、どう効率的に、時期を失せずに行えるかということと関係があるものですから、あえてこういう質問をしたわけです。

【栗原理事長】 そういう訓練をしている人をとどめるために、私どもは契防者にある程

度の経費の負担はしているんですよ。そうしていただかなければ契防業務はできませんからね。その分はセンターとして委託費の中に含めて負担はしている。それでも契防者に適正な資格を持っている人がいないということになれば、私どもは委託契約を見直さなければいけなくなりますからね。

【藤野分科会長】 私としてはお聞きしたいことを聞かせていただきました。ほかの委員の方、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

【平塚委員】 藤野先生がおっしゃったことと若干関連するんですが、ベテランの方たちが退職していく中で、若手に代えていくことである程度コストダウンが図られた。逆に言いますと、ベテランがいなくなって熟練度の低い人たちに代わっていても受け取れるわけですが、技術的なレベルを維持していくためにどのような算段をされているのかお聞きできればと思います。

【藤野分科会長】 いかがでしょうか。

【栗原理事長】 消防船の場合は、平塚委員も御存じのとおり、特殊曳船に委託しておりまして、特殊曳船の中で定年制とかでリタイアしているんですね。その後、比較的若い人たちが入ってきているということで消防船委託料が減った理由の1つはそういうことで、それは中で養成するとか、会社の方で考えていただかなければいかん問題ではないかと思えますけどね。

今御質問があったのはうちの職員の話ですか。

【平塚委員】 全体的な話です。

【栗原理事長】 消防船につきましてはそういうことで、会社の社内規則に基づく定年退職に伴って、コストの安い若い人の採用ということになっているんだろうと思います。その中で技術・技能の維持とかいうことは会社の方で考えてもらわなければいかん問題ではないかと思えますけどね。

センターの中でも同じような問題がございまして、訓練所のベテランの教官がリタイアしていくと、技術の伝承とか、同様の問題があるわけで、その辺は訓練をやったり、早めにダブって採用するとか、私どもの業務も、先ほど来申し上げているように特殊な業務、技能・技術の伝承がかなり重要な業務ですから、誰でも来て、すぐ明日から役に立つというわけにもいきませんので、訓練所だけでなしに、防災関係の業務にしても、全く素人の人が現場に行っても役に立たないという面もございまして、その辺は十分勘案しながら

やっっていかなければいかんと思っています。

【富賀見理事】 一言よろしいですか。

【藤野分科会長】 どうぞ。

【富賀見理事】 人件費の話については、削減率は数パーセントなんです。だから、そんなに心配することはないのではないかと思います。全体としてOJTでやっっていけば、人件費を50%削減するという話だったら、半分かわりますから、大変でしょうけれども、一けたパーセントですから、そのところはOJTでやっっていけるのではないかなと思います。

【平塚委員】 言葉を替えて言いますと、契約業者さんのパフォーマンス能力を契約側としてどうやって担保していくのか、維持していくのか、その議論だろうと思うんですが、折に触れて、例えば監査を入れるとか、訓練の評価をして、こういう点が足りないからこういうふうにして下さいという形での指導とか要請をしていかれる、恐らくやっていられると思うんですが、そういったことを通じて維持していくということだろうなと思っています。

【藤野分科会長】 有難うございます。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

それでは、平成20年度の財務諸表については、当分科会として意見なしとさせていただきます。

ここで一たん休憩を挟んだ後、次の議題、平成20年度の業務実績評価に入りたいと思いますが、進め方については、昨年度の分科会で皆様にお諮りした結果、業務実績評価を審議する間は、センター側の出席者に一時御退席をお願いしたかと思っています。今回も同じように進めさせていただきますと思いますが、急にお聞きすることがあるかもしれませんので、別室で待機していただきたいと思います。

それでは、これから10分休憩させていただきます。3時30分から始めさせていただきます。

ちなみに、今日は傍聴者はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんね。それでは、30分まで休憩させていただきます。よろしくお願ひします。

[休憩]

【分科会長】 それでは会議を再開いたします。

私の議事進行が適切でなくて、予定の時間を超えそうですが、大変恐縮ですが審議に御協力いただければと思います。

次の議題は平成 20 年度業務実績評価でございます。ちょうど1週間前の7月9日に事務局から平成 20 年度の業務実績報告を詳細に聴取いたしまして、それに基づき業務実績評価シートの分科会長試案を作成し、皆様に事前に配付させていただいております。

本日は、この分科会長試案をたたき台として皆様から意見をちょうだいし、最終的に分科会としての評価を取りまとめたいと考えていますが、こういう進め方でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

【分科会長】 どうも有難うございます。

それでは、評価基準など、評価に関する全般的な説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】 それでは、業務実績評価の方法と、昨年から新たに実施することになっております国民の意見募集について御説明をさせていただきます。

まず評価の方法につきましては、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針に従って行うことになっております。恐れ入りますが参考資料2をご覧ください。先ほど理事長から説明がありました20年度の業務実績報告の項目ごとに、まず段階的な評価を行うことになっております。中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる場合は5点、優れた実施状況にあると認められる場合が4点、着実な実施状況が3点、おおむね着実な実施状況が2点、着実な実施状況にあると認められない場合1点という基準で、5段階の点数をつけることになっております。

次に、資料4をご覧くださいと思います。平成20年度業務実績評価シートの分科会長試案でございますが、これの16ページをご覧くださいと思います。各項目の評定終了後に総合的な評価を行うことになっております。具体的に申し上げますと、まず一番上のところでございますが、各項目の合計点数を、項目数に3を乗じた数で割った値が120%以上の場合は「極めて順調」、100%以上120%未満の場合が「順調」、80~100が「おおむね順調」、80未満の場合は「要努力」という評価になります。

このほか、下の方ですが、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式で評価することになっております。現時点での案という形で

ここに記載しておりますが、本日頂戴しました意見等を最終的に盛り込み、提出したいと考えております。

続きまして参考資料3をご覧くださいと思います。これは平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の評価結果に関し、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会委員長から、国土交通省独立行政法人評価委員会委員長あてに提出された意見の抜粋でございます。この中には、全独立行政法人共通の指摘事項や、センターに対する個別の指摘事項など、いろいろ含まれておりますが、保有資産、内部統制、給与水準等について各現状を説明した上で評価委員会の評価を受けるようにと指摘されております。

続きまして参考資料4をご覧くださいと思います。これは契約の適正化に係るものといまして、同じく総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会委員長から国土交通省の委員長あてに提出された意見でございます。センターに関しましては、随意契約の要件の1つに「理事長が業務運営上特に必要があるとき」という規程があったんですが、これをもっと具体的に定めなさいという指摘ですとか、一者応札率が高くなっている理由を明確にして改善策の検討を行うこと等が指摘されております。

これらの指摘でございますが、平成20年度業務実績報告の関連する項目の中で、先ほどセンターの理事長から現状について説明させていただいたところでございまして、これに関する評価結果につきましても総合評価の欄に記載させていただきたいと考えております。

続きまして国民の意見募集について御説明させていただきます。平成19年12月に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画におきまして、評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務、マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させるとされておりました。業務実績評価につきましても国民の意見を反映することが求められております。これを受けまして、本日配付しております平成20年度業務実績報告書と、業務実績評価シート、これは事務局案という形で、7月1日から昨日まで15日間、国土交通省のホームページ上に掲載して国民の意見を募ったところでございますが、この間に寄せられた意見はございませんでしたので、その旨御報告させていただきます。

年度実績の評価方法と国民の意見募集に関する説明は以上でございます。

【分科会長】 どうも有難うございました。

それでは早速審議に入りますが、今の御説明に何か御質問ございますか。

よろしいですか。

それでは早速審議に入りたいと思います。資料4、平成20年度業務実績評価シートの分科会長試案をもとに審議を進めていきたいと思いますが、審議を効率よく進めるために、項目ごとに1つずつ説明、評価を繰り返すのではなしに、区切りのよいところまで説明していただき、その後まとめて評価していただくというような進め方をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、早速ですが平成20年度計画、実績、評価結果等につきまして、本来ですと私から読み上げるべきところでしょうけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料4をご覧いただきたいと思います。1枚めくりまして2ページ目から説明させていただきます。

まずこの評価シートの構成から説明させていただきます。一番左の欄、第二期中期計画と書いているところですが、これはセンターが策定いたしました平成20年度から22年度の3カ年の計画でございます。その隣、平成20年度計画、これもセンターが策定したものでございます。

真ん中の欄でございますが、これが先ほど御説明いたしました1から5の点数をつける欄となっております。その隣、評定理由と書いているところですが、評定の根拠となる理由を書く欄でございます。先ほどセンター理事長が報告した20年度実績を要約したものをここに記載しております。

最後に右端の意見の欄でございますが、本日は評定の参考となる事項を掲載させていただいております。最終的に国土交通省独立行政法人評価委員会に評価シートを提出することになりますが、その際には本日頂戴しました意見をこの欄に記載して提出したいと考えております。

それでは、1番目の業務運営の効率化に関する部分、ページ数でいきますと2ページ目から5ページ目までを一括して説明させていただきたいと思います。

まず(1)組織運営の効率化の推進でございます。これは佐世保支所を廃止することと、組織・定員の見直しを行うことを計画として盛り込んでおります。これに対しましては、昨年の4月30日に佐世保支所を廃止しております。併せて、隣の意見の欄に記載しておりますが、HNS防除体制の充実強化を図るため、佐世保支所の定員1名を防災部に振り替えまして、さらに防災部業務課を業務一課、業務二課という形で2つに分課しております。これにつきましては、計画どおり実施したということで3点とさせていただきます。

なお、20年度計画には記載しておりませんが、公益法人化に向けた取り組みについてということで、理事長からも説明がありましたとおり、昨年11月にプロジェクトチームをセンター内に設置いたしまして、公益法人化、組織の見直しが円滑かつ確実に行われるように、当庁と連携してセンターの方でも準備作業を計画的に進めているところでございます。

次に(2)業務運営の効率化の推進、一般管理費についてでございます。中期計画では、第二期の最終年度である平成22年度の一般管理費を、19年度の予算比で9%程度削減するという目標を掲げておりますが、20年度につきましては3%程度削減するという目標を設定しております。これにつきましては、20年度の一般管理費を3億9,181万円としまして、19年度比で11.3%に相当する額を削減したということで、目標を大きく上回ったということで4点をつけさせていただいております。

次、参考の欄に書いておりますが、レクリエーション経費についてでございます。これも先ほど理事長から説明がありましたとおり、国費以外の財源によるレクリエーションの経費の支出を見直しなさいという要請を受けまして、センターでは平成20年度以降の補助を取りやめたところでございます。また、福利厚生費につきましては、生活習慣病予防健診や食事券に係る補助といった必要最低限のものに限られておりまして、適切に実施されているのではないかと考えております。

続きまして3ページ目でございます。の人件費です。人件費ですが、中期計画上は平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行うという目標にしております。20年度計画では、17年度比で3%程度に相当する額を削減するという目標を設定しております。退職者1名に替えて若年のプロパー職員を採用したこと等により、20年度の人件費は2億8,866万円となっております。平成17年度比で7.0%に相当する額を削減し、20年度計画の目標値を大きく上回っておりますので、4点とさせていただきます。

次に3番目、給与水準でございますが、20年度計画の目標としては、適正性について検証し、検証結果に応じた取り組みを行うことと、検証結果及び取り組み状況をホームページ上で公表することにいたしております。給与水準につきましては、平成18年度に職員俸給表の水準の引き下げ、平均4.8%ですが、これを行っております。また、役員給与の引き下げということで、平均6.7%引き下げております。こういったことを平成18年度に行っておりまして、現在もこれを維持しているところでございます。

20年度につきましては、平成19年度の給与水準の適正性について検証を行い、その結

果を平成 19 年度業務実績報告に記載の上、昨年のこの分科会で評価を受けております。また、評価した結果についてはホームページ上で公表いたしております。これにつきましても、計画通りということで3点とさせていただきます。

次に参考の欄でございますが、平成 20 年度の給与水準についてということで、先ほど理事長から、センターの給与水準については対国家公務員指数が 111.6 と高くなっていることについて説明がございましたが、その主な理由といたしましては、一般の事務職員に比べセンターの職員は危険性・困難性が高い業務に従事していることと、専門的知識を有する人材を確保していること、また、横浜・横須賀という都市勤務の職員が大部分で、地域手当の支給率が高くなっていること等が挙げられております。

続きまして4ページ目でございます。事業費でございますが、中期計画では平成 22 年度の事業費を 19 年度比で 3%程度削減することを目標にしております。これに対しまして 20 年度計画では数値目標ということでは掲げずに、19 年度と同程度とすることを目標としておりましたが、これについては平成 20 年度の事業費が 7 億 3,416 万円となり、平成 19 年度比で 4.1%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成しているところでございますが、先ほど理事長から説明がありまして、第二期中期計画では事業費の削減対象外として、一番左の欄をごらんいただきたいんですが、括弧で防災費、HNS 業務費、受託業務管理費、公租公課、こういったものを除くと書いてございます。第一期については防災費だけが削減の対象外だったのですが、第二期につきましては、財務当局の御理解をいただきまして、新規事業であります HNS 業務費、あるいは JOGMEC からの受託業務管理費、公租公課、こういったものを削減対象外として認めていただいたところでございます。この結果、除外する額が多くなって必然的に事業費が減ったということで、先ほどの 4.1%の達成に大きく影響しているということで、数値的には大きく上回ったので4点でもいいんですが、こういったことも影響しているということで、事業費の評価については3点とさせていただきます。

次、5番目の契約でございますが、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるという目標でございました。これにつきましては、平成 19 年 12 月にセンターが策定いたしました「随意契約見直し計画」に基づき、平成 18 年度に 90%だった随意契約件数の割合を 41.4%まで引き下げているところでございます。また、包括的随契条項の見直し、総合的評価方式の導入、複数年度契約の拡大及び入

札手続の効率化等につきましては、具体的な取り組みを検討の上、契約関係に係る規程の見直しを行いまして、今年5月29日に「独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則」を改正したところでございます。

なお、これら規程の見直しでございますが、先ほどの「随意契約見直し計画」では19年度中に実施するとうたっていたのですが、これについては1年遅れで措置を講じたということで、評価については3点とさせていただきます。

また、参考事項といたしまして、センターではすべての契約について経理課、総務課が詳細かつ厳格に審査を行っております。また、1件ごとに競争性、透明性の確保等を図るために必要な措置を講じているところでございます。また、重要な契約については、決裁時に監事に回しまして確認を受け、契約の適正性を確保しているところでございます。

それと、一者応札についてですが、これも先ほど理事長から説明がありましたが、平成20年度は22件ございまして、このうち落札率100%は11件となっております。センターの業務の特殊性等を勘案しますとやむを得ない事情もあるとは思いますが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続を見直しまして、必要な改善策を講じることでより引き続き契約の適正化に取り組むこととしております。

次、5ページ目、(3)の関係機関等との連携の強化でございます。これは地方で行われます訓練に積極的に参加して関係機関との連携を強化するというもので、20年度は全国4地区、横須賀、四日市、岩国、徳山で行われた海上防災訓練に参加いたしまして、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等との連携強化を図ったところでございます。これは計画通りということで、3点とさせていただきます。

次に、でございますが、地方で行われる講演会等にセンター職員を講師として派遣するというので、20年度は全国11カ所で行われました講演会に職員を派遣して海上防災に関する知識等の普及に努めたところでございます。これも計画通りということで3点とさせていただきます。

以上で業務の効率化に関する説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 ただいま事務局から業務運営に関する部分について説明がありましたが、これに関する評価について、また、先ほど理事長から詳しく説明がありましたレクリエーション経費あるいは給与水準、随意契約の見直し等につきましても皆様の御意見を御覧したいと思います。御発言がございましたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

【委員】 3ページの のところで、評定理由のところに、平成 19 年度給与水準の適正性について検証を行い云々と書いてあって、「平成 19 年度業務実績報告に記載の上、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに」と書いてあるんですが、去年はここは該当なしで、評価をしていないと思うんですが。

【分科会長】 ちょっと調べていただけますか。私は手元にその資料がないもので。

【事務局】 御説明させていただきます。

19 年度の計画につきましては、給与体系の見直しについては計画を記載しておりませんでした。これにつきましては、18 年度に措置を実施したということで、19 年度の計画には記載していなかったところで、計画をしていないので「 - 」とさせていただきますが、参考のところでは給与水準の適正性について御説明をさせていただきます、最後の総合評価のところに関連する項目を記載し、提出させていただいたところでございます。

【委員】 それはよろしいんですが、コメントが、記載の上、評価を受けたと書いてあるのは事実と違うのかなという気がするんです。

【分科会長】 そうしましたら、内容としては今のようなことで、総合評価の方で言及したということですが、委員の御発言のように、「記載」の字句については事実と異なるところがあるようですから、ここは直しましょうね。「記載の上」、「受けるとともに」という。

「受ける」の方はいいのかな。評価を受けていることは受けているわけですね。

「記載」というのをどこを含めるか。総合評価も一種の評価ですから、厳密に言うと記載してある。かつ、国土交通省の方の評価委員会の評価も受けた。ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

【委員】 業務実績報告書に書いてあればいいんですが、書いてあるかどうかが見えないんですね。ここに資料を持っていないものですか。

【事務局】 業務実績報告書には、その他のところで、ラスパイレス指数が幾つで、これが高い理由はこうなっていますということで記載はさせていただきます。

【委員】 そうですか。分かりました。

【分科会長】 では、そういうことでよろしゅうございましょうか。

御意見ありがとうございました。

そのほか。御意見ございましょうか。

どうぞ。

【委員】 4 ページの事業費の話ですが、予算額の中では括弧書きのものは考慮しないで、

そのままの予算を使っているのでしょうか。7億6,500万円を予算額で割りましたら4.1%ですよというときの「予算額」というのは、事業費でこれこれを除くというのは考慮しないで分母は考えているということでしょうか。

【事務局】 19年度の7億6,500万円のところは、受託業務管理費とか公租公課を含んだ額になっております。

【委員】 そう読んでよろしいのでしょうか。中期計画の事業費のところでは事業費の範囲を限定しているわけですね。事業費の範囲を限定しているのは、そこでやっているわけですから、19年度比でといったときには当然除かないと比べる意味がないですよ。

【分科会長】 私からも確認しますが、19年度の7億6,500万円を割る分母の予算額ですが、これにはHNS業務費とか、平成20年度は加えなくてもいいですよと言われた部分は入っているんですか。19年度です。予算額という中に。

【事務局】 19年度につきましては、HNS業務は20年度から新たに加わったものですが、受託業務管理費とか公租公課については含まれた額になっています。

【分科会長】 委員の御質問の趣旨に対して、どうですか。それはそれでよろしい。19年度だから。

【委員】 もし19年度がそれを含んでいるのだったら、違うものを比べても意味がない。事業費として括弧書きがついているのは、20年度のやつはこうだよと言っているのではなくて、事業費としてこれを削減しますよと言っているわけですから、括弧書きの分は削減対象にしませんと言っているだけだろうと思うんですよ。

【分科会長】 そうすると、どういう書きぶりがいいですか。

【委員】 書きぶりというより、19年度の7億6,000万円から該当金額を引いたものを。

【分科会長】 そうすると、4.1%に相当する数字は当然変わるわけですね。

【委員】 3点幾つとかになる可能性がある。

【分科会長】 その方が説明としてはよろしいですかね。

ここで試算することは簡単にはできない。

【委員】 無理でしょうね。

これはあくまでも私個人のあれなので、皆さんの御見解を。

【分科会長】 どうでしょうか。委員の御発言の趣旨はそういうことですが、ほかの委員の方々。

それの方がすっきりすると思いますね。

どうぞ。

【委員】 私も処理としてはそうあるべきだと思いますが、先ほどの理事長の説明を私が誤解したのでなければ、そういう計算をすると、削減ではなくて、逆に増加しているのではないかと、ちらっとおっしゃったように記憶するんですが、私の聞き間違いでしょうか。

【事務局】 事務局で19年度から受託業務とか公租公課をあらかじめ引いて比較というのはしておりませんでしたので、その結果がどうなるかは分かりませんので、後ほど算出いたしましたして、19年度自体が同程度の水準に抑えるということにしておりますので、同水準であれば3点とさせていただこうと思いますが、増えているようであれば、分科会長と御相談させていただきたいと考えております。

【分科会長】 この会が閉会するまでにそれをやるというのは拙速過ぎますか。間違った数字を出してしまってもいけないので、十分確信の持てる数字で議論しないといけませんので。

【事務局】 センターが待機しておりますので、すぐ出せるようであればこの分科会の中に説明させていただきます。

【分科会長】 検討してみてください。可能ならば散会するまでに。

趣旨は、4.1%に相当する分を削減しているけれども、先ほど御説明があったように、こういう言い方は失礼かもしれないけど、それはセンターの自助努力というより、算入項目が変わったことにより達成されたので、積極的に評価する数字ではないということで、ごく普通にやられたということで3である。

もし、この会が散会するまでに数字が出ませんで、やってみたら削減ではなくて、零点何パーセントか1%か増えたよというときには、その取扱いについては如何させていただきますでしょうか。

常識的に、削減でなくて増えていても、微々たるものであれば通常の努力をしたという判断で処置をさせていただけると有難いと思うんですが、よろしゅうございましょうか。

【委員】 年度計画は「同程度」と言っていますから、削減していなくていいんです。

【分科会長】 そのほか、ほかの項目でも結構でございますので、お気づきの点がございましたらお願いいたします。

今の件につきましては、間に合えばこの場で御審議いただくことにいたしまして、特に御発言がなければ。

どうぞ。

【委員】 随契の話ですが、先ほども理事長から、業務の性格上、一般競争入札になじまない、もしくは、それが困難である事例が多いという御説明があったかと思いますが、私もセンターの事業をそれなりに承知しておりますので、実際に一般競争入札が困難な場合があるかと思えます。そういう意味で、ここに書いてあります、例えば平成 18 年度に 90%だった随意契約件数の割合を 41.4%まで引き下げた。非常に明確に数字で評価として上がりますと、今後ともこの数字を追いかけるような話になりはしないかと危惧するところがございまして、一般競争入札にこだわる余り、かえってコスト高になるきらいがないのか、契約そのものは別にしまして、センターの手間暇が増えるといったことを危惧するところがございます。

どういふふうに記述を変えて下さいという具体的な案はございません。

【分科会長】 それでは、今の御意見はコメントということで受けさせていただきまして、評価につきましてはこのままでよろしゅうございましょうか。

有難うございます。

そのほか、御意見ございましょうか。

では先に進ませていただきます。引き続き次の項目の御説明をお願いします。

【事務局】 続きまして業務について説明をさせていただきます。5 ページから 11 ページまでを一括して説明させていただきます。

まず(1) 海上防災措置業務、センターのメイン業務に当たる部分でございます。の海上防災措置業務の適時・的確な実施でございますが、これにつきましては、船舶所有者からの委託に基づき、平成 20 年度につきましては2件の事故に出動して、排出油等防除措置を的確に実施しております。20年度はいずれも5月に発生した事故でございまして、1件がHNS防除、これは軽油でございます。もう1件が油の防除でございます。

それと、参考のところに書いてありますが、先ほど来出ております稚内基地の開設でございますが、これにつきましては、我が国の海上防災体制を担う中核機関として、センターが自らの判断により設置したものでございまして、地元の稚内市を初め、北海道、自治体とかマスコミの関心が非常に高かったものでございます。こういったことを踏まえまして、この項目については4点とさせていただきます。

続きまして7ページ、HNS防除体制の充実強化でございます。アの契約防災措置実施者に対する訓練につきましては、HNS防除措置に係る技能の向上を図るため、契防者の監督職員 28 名に対して、HNS防除措置に関する研修を行うことを目標としておりま

したが、これについては計画通り 28 名に対する研修を行っております。

このほか、計画にはございませんが、契防者の所在地にセンターの職員を全国 18 カ所に派遣いたしまして、資機材の取扱訓練、研修等を行って技能の向上に努めたところでございます。これは予定外のことございまして、積極的に取り組んだということで 4 点とさせていただきます。

それと、イでございますが、HNS 防除に関するサービスの提供ということで、センターが保有する HNS 防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施するというところで、これにつきましては、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の特定海域を中心として資機材・要員を配備して、事故対応体制の強化を図っております。また、HNS タンカー所有者との契約に基づき、センター保有の資機材・要員を提供するサービスを昨年度から開始したところでございます。

また、沿岸部の石油・石化企業に対しまして、資機材・要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービスを昨年度から開始したところでございます。

前段の HNS タンカー所有者との契約件数は、昨年度 2,180 件、後段の MDS 契約事業所数は 99 事業所となっております。20 年度、センターが最も力を入れて取り組んだ業務でありまして、初年度としてかなりの実績を上げたと考えております。したがって、ここは 4 点とさせていただきます。

次に 8 ページ目の機材業務、これは黒物油を対象とした業務でございます。まず 資機材の維持管理でございますが、全国 33 基地に配備している排出油防除資材、また、全国 10 基地に配備している油回収装置を、毎月点検・整備を実施しまして、緊急時の使用に備えることを目標としております。これにつきましては計画通り点検を毎月実施いたしまして、不具合箇所があったものについては必要な措置を施しております。予定通りということで、3 点とさせていただきます。

次に 資機材の運用訓練につきましては、排出油防除資材については 33 基地で搬出訓練を、また、油回収装置につきましては 10 基地において運用訓練を行うというもので、これにつきましても計画通り、それぞれ 1 回ずつ実施しております。したがって 3 点とさせていただきます。

次に(3)の海上防災訓練業務のうち、 訓練の重点化でございますが、船員法の法定訓練に重点を置いて訓練計画を策定し、標準コース(5日間)を 10 回、消防実習コース(2

日間)を8回実施するという計画を立てておりました。これにつきましては、標準コースを11回、参加者470名、消防実習コースを8回、参加者266名をそれぞれ実施しております。なお、標準コースの受講希望者が予定を上回っておりましたので、他の訓練を59回やっておりますが、これを変更することなく、1回追加して実施したところでございます。

このほか、参考のところに書いてありますが、民間企業の社会的責任、CSRの高まりを受けて、民間企業、電力会社、ガス会社、石油・石化企業、また、2年前のちょうど今日ですが、柏崎刈羽原発で火災事故が発生いたしまして、これを機に最近では全国の原発事業者からの参加が多くなっておりますが、民間企業から海上防災訓練を実施してほしいという要望が年々増えております。

その下に表を入れてありますが、平成15年度につきましては民間からの委託コースが27回、366名であったのが、平成20年度につきましては42回、15回増えております。受講者が1,053名ということで、687名増えております。こういったことで、民間の委託コースがかなり増えてきておりますが、これにより他の訓練が減っているかといいますと、常設コースは平成15年度の48回から20年度が35回ということで、13回減っておりますが、受講者のところを見ていただきますと、15年度が961名で20年度が1,079名ということで、これも増えております。常設コースの受講者を減らすことなく、民間の需要にも応えつつ、民間の防災要員の能力向上に積極的に努めたということで、この項目については4点とさせていただきます。

次、訓練参加者の能力向上ということで、訓練の最終日に行います試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する、また、70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図るという目標に対しまして、標準コースの平均点は94点、消防実習コースの平均点は97点ということで、それぞれ目標値を達成しております。また、70点未満の者が、標準コース、消防実習コース、各2名おりましたが、こういった方々に対しては補習を行って能力向上を図っております。これは計画通りやったということで、3点とさせていただきます。

続きまして(4)の調査研究等業務でございます。まず の海上防災体制強化に資する調査研究の実施ということで、受託業務2件を実施するという計画に対しまして、予定どおり2件の受託業務を行っております。これに加えまして、国家石油備蓄基地における海上災害対応能力向上のための「海上災害対応シミュレータの開発」を実施しております。なお、

このシミュレータの開発でございますが、当初から計画されていたものでございますが、20年度の計画を策定する時点で契約が完了しておりませんでしたので計画には記載していません。これは予定通り実施したということで3点とさせていただきます。

次に 成果の普及・啓発でございますが、これまでの調査研究の成果をホームページ上で継続公開し、成果の普及・啓発を図るというものでございます。20年度、日本財団助成事業による調査研究というものはございませんでしたが、19年度に実施した調査研究の概要をセンターのホームページで公開しております。これについては予定通りということで3点とさせていただきます。

次に(5)の国際協力推進業務でございますが、東南アジア諸国の防災担当者等を対象とした外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転するという計画に対しまして、予定通り海技大学校、海上保安協会からの委託による研修を2回実施しておりますので、これも3点とさせていただきます。

次に 訓練参加者の能力向上でございます。これにつきましては、海上防災訓練業務と同じ内容を計画しておりますが、両コースとも筆記試験の平均点は69点ということで、目標値を達成することができておりません。

これにつきましては、センターが手を抜いたということでは決してございませんで、理事長から説明がございましたとおり、今回の受講者の中に英語力が不十分な者が多かったこと、また、その英語力に対して試験問題の難易度が高かったこと等が要因であると考えております。筆記試験の点数は目標を達成できませんでしたが、訓練期間中、受講生と講師との意思疎通は十分に図られており、座学、実技とも、理解・習熟度については目標レベルに達していたものと考えておりますので、ここは3点とさせていただきます。

以上で終わります。

【分科会長】 どうも有難うございます。

それでは、ただいま事務局から業務に関する部分についての説明がありましたが、これらの評価につきまして皆様の御意見を承りたいと思います。御発言がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

【委員】 評点は私はこれでいいと思うんですが、たまたま訓練参加者の能力向上というのが2つ出てきて、同じ評定3なんだけれども、対照的な形になっちゃっているんですね。

9ページに出てきた方は計画値を数値的に上回って、「これで4じゃないの、3か。」という話になる。次は逆に数値的に下回っているときに、ここに挙げたような理由で3となると、ちょっと心配というだけですが、かなり3の幅が広くて、どうしたらいいんですかね。ちょっと心配になるんですが。

【分科会長】 委員のおっしゃっているところは、1つは9ページ目の でしょうか、もう1つは11ページ目の ですね。私も多少は気にしたんですが、私自身は、これは国内と外国人であることの違い、しかも後半の方については、先生も外国に何回も行かれて御経験があると思うんですが、こういうことはあり得るのではないかと、これをもってセンターの努力が足りないとしていいかなというところが、私も多少気にはなっていましたが、こういうことも外国人の場合には往々にしてあり得ることなので、この1年をもってセンターの努力が足りなかったとするのはちょっと酷ですし、バックグラウンドがかなり違うなということで、私はこんなところが妥当かなと思いましたが、ほかの委員の方、いかがでございましょう。

【委員】 この項目は、去年ですと点数ではなくて、アンケートみたいに理解できた云々という形なんですね。だから表に出てこなかったんですが、80点という数字をきっちり書いてしまった。それで69点というのを。ちょっと。

ほかのところは、数字がこれなのに、ものすごくいいからいいということでやっているんで、ちょっとひっかかるところがありますし、2になったときにどうだというと、「おおむね着実な実施状況」なんですよ。努力してではなくて、おおむねという。

【分科会長】 ほかの方、いかがでしょう。

【委員】 我々も外国人の教育なんていうことをやっていますが、内容をこなして教えるというのはなかなか難しいと思います。逆に言うと、その部分では足らざる部分もあったということですので、記述、点数ともに、会長案で私はよろしいのではないかなと思います。外国人向けの教育についてはさらなる努力をセンターにもしてもらいたいということだろうと思います。

【分科会長】 意見が分かれています、いかがでしょう。

【委員】 私も、教育の分野に携わっている者からしますと、こういうことはあり得るので、原案どおりでよろしいのではないかと思います。解釈としては、まさに委員が言われるように3の幅が広いのだと解釈すればよろしいのではないかと私は感じました。

【分科会長】 1つには、教育の成果をただ単に試験の点数で評価するというのがちょっ

と異質なんです。むしろ、去年はどうだったという方がよほど素直な気がしますね。理解度がどうだったか。点数というのは、点で出てしまうものですから、点がぎらぎらぎらぎらしてしまって、零点のものはどう逆立ちしても零点なんです。ですから非常に目立つんですが、教育の効果の検証方法については若干考えられたらどうですか。点数であるというのは必ずしも適当でないときがあると私は思うので、特に外国人の場合、しかも、大変失礼な言い方かもしれませんが、レベルが非常に違うところから来ている方が多いときには、時々こういうことが起こり得るんですね。ですから、教育の効果の評価方法を少し考えられたらどうでしょうか。

ちなみに、平成 20 年に関しては、大変貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて、次年度以降、評価の仕方を必要によっては変えることも考えることにして、評価そのものについては原案のとおりとさせていただくということにいかがでしょうか。

ではそういうことにさせていただきます。どうも貴重な御意見ありがとうございます。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

【委員】 年度計画のまた書きがあるんですね。70 点未満の場合に補習を行いますよというのが。そのことは、実績報告書にはやりましたと書いてあるんですが、評価のところに書いてないんですね。点数が悪いっ放しみたいですから、ちゃんとフォローしましたよというのを入れておいてもらって。

【分科会長】 どうも貴重な御意見ありがとうございます。ぜひそれは書き添えてください。きちんとフォローアップされましたねと私も聞きましたが、やられたと伺っていますので。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

では、続きの部分の御説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】 それでは残りの部分を説明させていただきます。

11 ページの一番下の段でございますが、予算、収支計画及び資金計画についてでございます。(1)が自立的な運営を図るための自己収入の確保、(2)が予算、(3)が収支計画、(4)が資金計画となっておりますが、まず自己収入につきましては、年度計画で掲げた事業に加え、HNS 関連業務の新規展開により、自己収入を確保しております。また、予算、収支計画及び資金計画につきましては、それぞれ計画どおり実施しております。したがって 3 とさせていただきます。

なお、自己収入の確保でございますが、HNS関連で2つの業務を新たに展開したこともありまして、額としては、これは自己収入の全体額でございますが、19年度に比べ約1億2,000万円ほどアップしております。

続きまして13ページでございます。4の短期借入金の限度額。11億円を短期借入金とするという計画をしておりますが、これにつきましては20年度、借入金の実績がございませんでしたので、「-」とさせていただきます。

次、5.重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画ということでしたが、計画がそもそもございませんでしたので、計画自体を「なし」としております。実際にも重要な財産の譲渡等はございませんでしたので、「-」としております。

次、6の剰余金の使途でございます。剰余金が発生した場合、一定の目的のために使う予定がある場合にはこの欄に記載する必要がございますが、センターでは一定の目的のために剰余金というものを積み立てておりませんで、20年度計画では剰余金は予定していないというふうに計画をしております。これにつきましては、実際にも剰余金はございませんでしたので、「-」としております。

あと、備考の欄でございますが、まず利益剰余金についてということで、先ほどセンターの理事長から説明がありましたとおり、20年度末時点で25.7億円の利益剰余金ございました。このうち21.6億円は認可法人時代に積み立てたものでございまして、独立行政法人に移行してからは4.1億円になっております。利益剰余金の発生要因は先ほどの理事長説明のとおりでございますが、センターではこれら利益剰余金につきましては目的積立金ではなく、単なる積立金として整理しております。

目的積立金と単なる積立金と2つありますが、目的積立金については使途が限定されているもので、決まったものにはしか使えないというものでございます。一方の積立金につきましては、使途は限定されておりません。何でも使えるということでございます。センターの場合でいいますと、大きなお金が必要になってくるのは大規模事故への対応とか、センターが所有しております船舶あるいは訓練施設が壊れて緊急に修理しなければいけない、それと、大型油回収装置というものがありますが、これが壊れて緊急修理をしなければいけない、あるいは新しいものにかえなければいけないということが想定されます。これらにつきましては、何時そういう事態に陥るか、事故が発生するか、どれぐらいの費用がかかるのか事前に予測することが困難でございますので、何にでも使えるように単なる積立金ということで整理しているところでございます。

続きまして保有資産の管理、運用ですが、センターの資産としては、まず金融資産として防災基金、運営基金、調査研究基金、訓練基金という4つの基金がございます。これらにつきましては、それぞれ有価証券等に替えまして有効活用を図っております。また、固定資産でございますが、消防演習場とか防災訓練所の訓練施設、あるいは消防船、防災訓練船といった船舶がございますが、これら資産につきましてはセンターの業務を実施する上で必要不可欠なもので、理事会の管理のもと、すべて有効かつ適切に使用しているところでございます。

なお、平成19年の整理合理化計画の過程におきまして保有資産の見直しが行われておりますが、先ほど御説明しましたセンターの資産については一切指摘を受けていないところでございます。

次、7.(1)施設・設備に関する計画でございます。これにつきましては、消防演習場等の訓練施設や船舶の修繕を計画的に行い、業務遂行に必要な機能を維持するというものでございます。まず消防演習場につきましては、発電機を重点的に整備を行いまして、必要な部品等の交換を行っております。消防船につきましては上架修理を行っており、訓練船「ホエール」につきましては定期検査を受検しております。計画通りでございますので、3点とさせていただきます。

次、(2)人事に関する計画でございます。職員に対して研修・訓練を実施する、また、効率的な業務実施が可能となるよう、適正な人事配置とするという計画でございます。これについては、4月に新任職員を対象とした研修・訓練を実施しております。また、行政機関、民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者12名の派遣を受けておりました、各職員の能力・適正及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置しております。これも計画通りで、3点としております。

次に の人員計画でございます。年度末の常勤職員数を第二期中期目標期間初年度と同数とするということで、これにつきましても計画通り、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名としておりますので、3点としております。

次、(3)でございますが、これは、第一期中期目標期間から第二期中期目標期間に移行する際に積立金を繰り越す場合には、国土交通大臣の承認を受けることになっております。これにつきましては、第一期中期目標期間終了時に利益剰余金が22.3億円ございましたが、これらはすべて第二期中期目標期間の積立金として整理することで国土交通大臣の承認を受けております。これは単に手続の話でございますので、「 - 」とさせていただきます。

す。

参考のところですが、積立金として整理した理由は、先ほど利益剰余金のところで説明したとおりでございます。

また、その下の内部統制・業務改善プロジェクトの推進でございますが、これにつきましては昨年6月に役職員で構成するプロジェクトチームを発足いたしまして、専門家等からの意見聴取、行動計画の策定、内部規程の整備といったものを実施しております。また、監事によるアンケート調査、面接等を行っております。今後とも監事、会計監査人に指導・提言を受けつつさらなる検討を進め、内部統制の向上に努めることにしております。

以上で説明を終わります。

【分科会長】 どうも有難うございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、これらに関する評価について、また、利益剰余金、保有資産の管理、運用並びに内部統制等につきまして御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、それでは、評価につきましては原案どおりということにさせていただきます。

これで一通り終了したんですが、先ほどの件、わかりましたか。事業費の件。

【事務局】 19年度の予算額から受託業務管理費、公租公課を引いた額が6億8,907万円になっております。平成20年度の事業費が7億3,416万でございます、大きくプラスになっております。パーセンテージに直しますと6.5%の増となっております。

【分科会長】 何か特別の事由がありますか。

【事務局】 すぐ思いつくものがございまして、分析させていただきたいと思います。

【分科会長】 どのように評価いたしますか。

どうぞ。

【委員】 まず1つは、今お話がありましたように特殊な要因があればそれを除くということだろうと思います。19年度になかった特別なことがあったために増えている。それでも、「同程度」というのをどう見るかでしょうけれども、ならなかった場合にどうするかということだと思っておりますが、ただ、全体的に言えることは、事業費を下げればいいのかというその前の問題があると思っております。事業費を少なくするということは、効率化という問題を別にすれば、事業を縮小することを意味するわけですから、そのところをどうす

るか。

【分科会長】 私も伺いましたように、増えたのは何か特別な要因がありますかということですが、今すぐには調べられませんか。何か新しいことが 20 年度に起こったということとはありますか。しかしそれは必要不可欠なものであったとか、努力すれば避けられるものであったかというような判断ができるといいんですが。

【事務局】 センターの職員が待機しておりますので、確認して、すぐ回答できるようにあれば回答します。

【分科会長】 やはり、この場でできる限りの範囲で明らかにしましょう。そうしてください。

委員からも御発言がございましたように、事業費というのは減らせばいいのかという大前提の話があるんですが、そういう意味では、何か特別な、20 年度、センターとして必要な業務をどうしてもやらなければいけないので増えたということであるならそういう見方もできるし、単純な意味で節約努力が足りなかったというものなのかどうか、その辺、お話を伺って議論させていただければと思います。

HNS 防除体制の整備というのは 19 年度から始まっていたか。

【事務局】 19 年度は資機材を購入して整備をしております。

【分科会長】 HNS の防除体制の整備については計算に入れないことになったんですね。それ以外で何かセンターさんとして重要な業務で増えたのかどうかということも。

いずれにいたしましても、センターさんにお聞きするのが適当でしょうから、しばらくお待ちください。

それでは、時間の節約のため、この部分は一たん中断いたしまして、次のその他の部分に入らせていただきますでしょうか。

よろしゅうございますか。

評価につきましては、今のところ、最後の総合評価が残っているんですが、総合評価に移ってしまうわけにいきませんので、今の点を議論してから総合評価に移りたいと思います。

【藤野分科会長】 まず、私から、分科会長代理の指名についてお諮りしたいと思います。事務局からこれまでの指名状況について御説明いただけますでしょうか。

【事務局】 国土交通省独立行政法人評価委員会令第 5 条第 5 項におきまして、分科会長

に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定されております。これを受けまして、平成 15 年 7 月に開催されました第 1 回センター分科会におきまして、当時の落合分科会長が杉山委員を分科会長代理として指名されております。

以上です。

【藤野分科会長】 ただいまの御説明にございましたとおり、前分科会長、落合先生は、杉山委員を分科会長代理として指名されておりましたが、私が 2 年前に分科会長職を引き継いでからは、分科会長代理の指名を改めて行っておりませんでした。そこで、今回改めて私から杉山委員を指名させていただきたいと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

【藤野分科会長】 どうも有難うございます。御同意いただきました。

それでは杉山委員、引き続き分科会長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どういたしますか。続けてその他の部分をいきましょうか。

お願いします。

【事務局】 それでは、事務局から 2 点連絡をさせていただきます。

まず 1 点目は、平成 21 年度長期借入金償還計画の認可についてでございます。本件につきましては当分科会の意見聴取が必要となっておりますが、分科会長の御了解をいただき、分科会を開催せずに 6 月に文書による意見聴取で対応させていただいたところでございます。おかげさまで財務省との調整も無事終了いたしまして、6 月 18 日付で国土交通大臣から認可されておりますので、御報告させていただきます。どうも有難うございました。

2 点目でございますが、海上災害防止センターの組織見直しについて御説明をさせていただきます。

センターの組織見直しですが、きっかけとなりましたのは、先ほどから出ております平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画でございます。当時 101 の独立行政法人がありましたが、センターにつきましては公益法人へ移行することが決定されております。独立行政法人から公益法人へ移行するのはセンターのみとなっております。センターがリーディングケースになるということでございます。

指摘されました内容としては、簡単に申し上げますと、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施するというものでございます。ただ、無条件で独立行政法人から公益法人に移行するものではございませんで、条件が3つついております。

1番目が、海上保安庁長官の指示に基づく確実な排出油等の防除措置の実施というものでございます。これは、現在海洋汚染防止法の中で、油を流した場合は原則船舶所有者が防除義務を負うことになっておりますが、船舶所有者が十分な措置を講じていない、あるいは全く講じていないときに、海上保安庁長官は海上災害防止センターに防除措置を指示することができるという規定されております。現在は海上保安庁長官が独立行政法人海上災害防止センターに指示することができるという規定でございまして、独立行政法人から公益法人になっても引き続き指示の規定を海洋汚染防止法の中でちゃんと書いてもらうということが1つの条件になっております。

もう1つが、長官が指示した場合にセンターが防除措置をやりますが、当然費用が発生してまいります。最終的には原因者から回収するのですが、回収し切れなかった分、例えばPI保険とか国際油濁補償基金といったところから、査定に漏れて回収し切れなくてセンターに赤が生じた場合については、赤の部分を国費で補てんすることが海洋汚染防止法の中で規定されております。これもセンターの組織形態が変わっても引き続き国費補てんの規定を入れてもらうというのが2つ目の条件です。

最後の条件としては、防災基金への国の関与ということで、現在センターに防災基金というものがございまして、国のお金が3億円ちょっと入っております。これについても組織が変わっても引き続き維持されることが条件になっております。これがすべてクリアになれば公益法人に移行するということになっております。

移行日でございますが、現在のところ23年4月1日を予定しております。この日に独立行政法人海上災害防止センターを解散いたしまして、すべての権利・義務を新しいセンターに承継するという考えております。

組織見直しにつきましては様々な作業が発生してまいります。この中でも法律改正、海洋汚染防止法の一部改正でございまして、これが一番大きな作業となっております。この法律改正については来年の通常国会に法案を提出する予定で、今月中に専従体制を組んで作業に取りかかりたいと考えております。

あと、予算要求。これは先ほどの防災基金の分の予算要求でございまして。

あと、税制改正要望といひまして、権利・義務を新しいセンターが承継したときに、例えば消防船とか訓練施設を改めて登記する必要が出てまいります。登記するときに登録免許税とかいった税金がかかってくるわけですが、承継時の非課税措置ということで税金は免除してくださいという要望でございます。

このほかにもいろいろな作業がございますが、順次計画的に進めてまいりたいと考えておりまして、作業の進捗状況につきましては定期的に皆様方にも報告させていただきたいと考えております。以上です。

【藤野分科会長】 どうも有難うございます。これはここで議論することではないかもしれませんが、何か御質問がございましたら、現時点では答えられないこともあるかと思いますが、御発言がございましたら。

どうも有難うございます。

その他としては特にございませんか。

【分科会長】 では、先ほどの事業費の件ですが、何か情報がわかりますでしょうか。

【事務局】 担当が行っておりますが、まだ戻っておりません。

【分科会長】 それでは、議論を効率的に進めるため、評価の点はペンディングのまま、その先に若干議論を進めたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、先ほどの議論を1カ所だけペンディングということで進めさせていただきます。

総合評価のところでございますが、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは16ページをご覧くださいと思います。総合的な評価ということで、まず業務運営評価でございますが、これにつきましては、評定理由のところですが、各項目の合計点数、事業費を今3としており、これがどうなるか分かりませんが、3という前提で78点になっております。項目数×3が72でございます、これを割りますと108ということで、100%以上120%未満に該当いたしますので、業務運営評価としては「順調」ということになってまいります。

その下の方ですが、記述式で意見等を書き込む欄がございます。昨年はこの欄は箇条書きで、こういったことを盛り込みたいと思いますということで説明させていただきましたが、今回はある程度盛り込んだ形で提示させていただいております。

まず法人の業務の実績でございます。一般管理費及び人件費について、それぞれ数値目

標を上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できるということを入れさせてもらっています。これについては事業費のことは入れておりません。

それと、センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを新たに展開したことは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。

3点目、サハリンプロジェクトの本格稼働に備え、北海道沿岸部で大規模油流出事故が発生した場合の初動対応を確保するため、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等を独自に整備したことは、地元の期待に十分応えたものであり、高く評価できる。

最後の4点目ですが、訓練業務について、船員法に基づく法定訓練を実施する一方、民間企業からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。この4点を法人の業務の実績として入れさせていただいております。

次、課題・改善点、業務運営に対する意見等でございます。「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%から20年度は41%に引き下げたこと、規程の見直しを行ったことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」及び改正後の規程に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。

2点目が、一者応札22件、うち落札率100%の11件については、やむを得ない事情が存在することも理解するが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。

3点目、給与水準、ラスパイレス指数111.6についてでございますが、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施に当たっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があること、都市部勤務の職員が太宗を占め、地域手当の支給率が国よりも高くなっていること等を勘案すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。

最後、4点目でございますが、内部統制の向上及び業務運営の改善を図るためプロジェクトチームを発足し、専門家等からの意見聴取、行動計画の策定、内部規程の整備等を実施するとともに、監事によるアンケート調査及び面接を行ったことは評価できる。今後と

も、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつさらなる検討を進め、内部統制のさらなる向上に努めること。

最後、その他でございますが、国費以外の財源によるレクリエーション経費の支出を見直し、平成 20 年度以降の補助を取りやめたことは適当な措置であると思料する。一方、福利厚生費については必要最低限のものに限られており、妥当であると思料する。

利益剰余金 25.7 億円は、各業務の運営資金や欠損が生じた場合の補てんのほか、大規模油流出事故時の対応や船舶・訓練施設の緊急修理等、事前予測が不可能な場合に備えるために保有しているものであり、いかなる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることは適当と思料する。

センターが保有する基金、訓練施設、船舶、油防除資機材等の資産については、センター業務を遂行する上で必要不可欠なものであり、すべて有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、さらなる有効活用を図ること。

「独立行政法人整理合理化計画」に基づく組織見直しを円滑かつ確実にを行うためプロジェクトチームを設置し、海上保安庁の指導を受けつつ検討及び準備作業を計画的に進めていることは評価できる。

最後でございますが、HNS 関連業務で得られた利益を「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づく財源として資機材等の整備に充当したことは、我が国の排出油等防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。

以上でございます。

【分科会長】 有難うございます。

評価の点数については若干不確定要素がございますが、総合評価、場合によっては若干の影響があるかもしれませんが、今読み上げていただきました総合的な評定につきまして御意見がございましたらお願いいたします。特に総合評価のうち（法人の業務の実績）というところは、今までは 3 点よりも高い評点をつけたものについて何らかのコメントをするというのが慣例になっているようですので、本年度も 4 つの項目が挙がっているかと思料します。いかがでございましょう。お気づきの点がございましたら。

【委員】 大変マイナーな点で、確認の御質問だけですが、一番最後の項目で HNS 関連業務云々とあって、その 2 行目ですが、これこれ得られた利益を「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づく財源と、「基づく」という表現があるんですが、これは正しいのですか。私が思ったのは、「海上災害対応能力レベルアップ計画」の推進に必要とされる資

機材等の整備に充当するという意味ではないのかな。

【分科会長】 委員の御質問の趣旨、よろしいでしょうか。レベルアップ計画に基づく財源ではなしに、計画に充当するためのものだろうということですが。

そうですね。そこを日本語の文言として適切に直してください。

そのほか、お気づきの点ございましょうか。

いきなり「レベルアップ計画の資機材等の整備に」でいいのではないかという気もしますが、読み直していただいて、日本語として適切な表現があったら事務局で修正してください。

【委員】 少なくとも、「基づく財源」というと、レベルアップ計画の方で何か用意されている、あるいは想定されている財源ということになってしまいますから。

【分科会長】 それはそうじゃないですよ。違いますよね。ですから、委員の御発言の趣旨に適切な日本語を当ててください。

理事長が来られましたか。

では理事長に入っていて、先ほどの議論に戻ります。

[海上災害防止センター入室]

【分科会長】 理事長は分科会長試案はお持ちですか。A4の横長の表で評価の点数がつけてありますが、4ページ目の の事業費のところですが、右から2番目のところの記述ですが、平成20年度の事業費を7億3,416万6,000円とし、平成19年度(765,390千円/予算額)に対して4.1%(31,224千円)に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成したとなっているけれども、2行目の平成19年度の分母の予算額というのは、20年度の計算のときの予算額とは内容が違うのではないかという御質問で、そうするとこの数字の読み方がややこしいなという御指摘です。いかがですか。

【理事長】 細かい数字はあれなんです、確におっしゃるとおり、私も先ほど申し上げたように、20年度の事業費の算定に当たっては、HNS業務費は19年度予算もゼロなんです、JOGMECからの受託業務管理費及び公租公課は20年度実績からは適用除外、対象外にして、比較する本体となる19年度予算には、JOGMECからの受託業務管理費が6,700万円入り、租税効果、消費税の関係ですが、900万円ぐらい入っている。それを入れたトータルが19年度は7億6,539万円になるわけです。したがって、JOGMECの受託費と公租公課を除きますと、19年度予算のもとになる数字は6億8,907万4,000円ということになります。

JOGMECと公租公課を除いただけで7,600万円ぐらいの減になっているわけですね。実際に、ここに書いておりますように、私どもは3,122万4,000円、4.1%相当額の削減をやったということですが、7,600万円のげたをはかせていただいた上で3,122万円の減をやったということですから、これを除きますと4,500万ぐらいの増になったということになると思料しています。

【分科会長】 増になった中身については、何か。

【理事長】 中身につましては、先ほども申し上げましたが、適用除外になっただけで7,600万円の減がございました。それから、私が先ほど説明した実績報告書のところに消防船定期用船料等の削減によるということで、削減要因もございました。

削減要因とプラス要因があるんですが、削減要因を先に申し上げますと、適用除外になったというので7,600万円の削減、それから消防船の用船料の削減が2,300万円ぐらいございます。それから、定期償還を予算上は組んでいましたけれど、実際は繰上償還をやったので定期償還をしなくて済んだというのが2,000万円ぐらいございます。

そういう削減要因に加えて、一方、増える要因がございます。これがかなり増えて実質4,000万円ぐらいの増になったわけですが、増える要因は、通常の業務をやっていて増えたということなので、なかなか説明が難しいのですが、例えば機材の業務ですと、19年度予算に比べて20年度実績では事業費が4,200万円ぐらい増えておりますが、そのうち3,000万円強は資機材の購入ということで、資機材というのは、オイルフェンス等、鉛のついたオイルフェンスを海中に入れるのはまずいということで、環境対策の観点からそういう資機材はできるだけ更新するよという指導もございまして、私どもも急いで19年度、20年度、随分更新いたしましたので、資機材の購入等に大分かかっています。環境対策を実施した一環ですが、というようなこともあって機材業務が予算に比べて実績では4,000万円強ぐらいの増になっています。

それから、訓練も3,000万円強ぐらいの増になっているんですが、先ほど申し上げました燃料費の増が780万円、それから修繕費とか備品の購入等、業務内容を見て、整備した方がいいだろうという施設もございましたし、女性の更衣室をつくるとか、教材を刷新する等々ございまして、修繕費等が3,000万円ぐらい増えています。

それから、調査研究事業につましては、これも先ほど申し上げましたが、流出油の予測のシミュレーション開発を外部に委託いたしまして、委託費が3,500万円ぐらいかかったものですから、嘱託員を減らすとかいろいろな節約をしても調研も1,300万円ぐらい増

えています。

等々、定常業務なり何なりをやっていく過程においてやむを得ず増えた事業費がございまして、差し引きすると、適用除外の分を除いた比較でいいますと4,000万円ぐらい増えています。環境対策をやるとか、燃料費の高騰であるとか、訓練施設等についても整備を進めた結果として4,500万円ぐらい増えた状況になったということでございます。

【分科会長】 どうも有難うございました。

何かありますか。

【委員】 これが増えることによって収入が増えているという部分は。

【理事長】 先ほど言いましたように、20年度は全事業を黒字決算でやっておりますから、収入の見合い、あるいは決算状況を見合いながら金を使っているという面もあります。

【委員】 だから、支出面だけ抑えろといっても、収入を上げるためには当然支出が出るわけですから、事業費が増えたことが収入が増えるための要因であったとするならば、単純に言っても、増えたんだけども、収入でこれだけカバーしていますよということで、実際は増えていないんですよ。すなわち、それを増やすなといったら売り上げを増やすなということになりますからね。

【理事長】 私が今申し上げたのは、こういう金を使ったということが即収入につながるということでもないですね。資機材の購入とかは、環境対策の観点から資機材の更新をやったわけでございますし、燃料費の高騰などもありますから、こういうのは事業費が増えたから収入が増えるというものでもないし、訓練等の修繕費、施設費が増えているのも収入と直結はしないですね。

【委員】 あと、今おっしゃっていた更新は、現実に使われた部分ですか、それともストックされている分ですか。

【理事長】 各基地にある資機材を更新しています。法定備品としてストックしておかなければいけない物を計画を立てて更新していつているということです。

【委員】 何を言っているかということ、事業費というと、会計的なセンスでいうと、損益に載っている部分だなという感じがするわけです。ところが、備品的に持っているものは、損益に載っていないとするならば、事業費としてカウントする必要はないのではないかとと思うわけです。

【理事長】 ここの事業費というのは損益ベース上の事業費ではないんですよ。民間借入金償還なども事業費の中に入れていっているわけなので、収支予算の事業費という、役所ベース

といいますが、損益計算、PL上の事業収入、経費とか、収支予算上の事業費とお考えいだいた方がいいかと思います。似通っているところもありますが、違うんですね。

【分科会長】 そのほかの委員の方も御意見がおありになると思いますが、お願いします。

【環境防災課長】 先ほどから議論が混乱している1つの原因が、分子と分母という事業費の解釈について、もともとこれは中期目標、中期計画に基づいてやっているものですから、中期目標を決めたときにどういう意味で事業費の比較をやったのかということが混乱しているようでありまして、当時の経緯が確認できましたので、若干説明させていただきたいと思います。

【事務局】 ご説明致します。昨年1月、2月、3月で第二期中期目標、中期計画を策定いたしました。一般管理費、事業費の削減率の数値について、財務省と協議をしております。この際、当方からは、センターについては運営費交付金を一切もらっていないということ、第一期中期目標期間中に数値目標、事業費5%削減が目標だったんですが、それをはるかに上回って10.9%を既に達成しているということ、あと、HNS関連の業務が新しく加わってくるということと、将来公益法人化を控えていることを考慮していただきたいと前置きとして説明した上で財務省との協議に当たりました。

この結果、財務省からは、第二期中期計画は3年間なので、各年度1%、計3%の数字は掲げて欲しいということで3%が決まりましたが、センターの事情を酌んでいただきまして、19年度の予算額、先ほど来出ております受託業務管理費とか公租公課を含んだ額に対して、20年度、21年度、22年度は括弧で除かれております防災費、HNS業務費、新規の受託業務費、公租公課、すべて除いた額の削減率が3%であればよいとご了解をいただき、現在の3%を設定しているわけでございます。

【委員】 私がなぜそれを言い出したかということ、右端に書いてあるコメントがちょっといやらしいんですよ。これが寄与していますよというのは、実際は努力していませんよみたいなことを書いていので、だからそれを外しちゃうとか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 事情はよく了解しましたが、そこまで説明されないとわからないと言うのは問題があると思うんですね。素直に考えれば比較の分子と分母は同じではないかというのが素人感覚としてありますので、一般の方がこれを見ると、北村先生を初め私も含めて疑問に思っていたようなことが出てくると思いますので、そこを上手に書いて、この計算の仕方は中期目標設定時に認められた計算方法であるということはきちんとリマークしていた

だけたらと思います。

【分科会長】 どうも御意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。今のようなことでよろしゅうございましょうか。

【委員】 まさに、新たに認められたことが削減率の達成に影響していると書いてしまうと、いかにも。

【分科会長】 そこは適切でないから、この部分は削除しましょうか。かえって誤解を招く。これが本当なのかもしれないけど、今のようなお話を聞くと、これを書くことによって誤解を招きやすい。

一方、今の理事長のお話を伺いまして、鉛のついたやつは環境上よくないということで新しいものに変えた。それはやるべきことであって、そのことによって増えてしまったことは、私の個人的な意見としては決して恥ずべきことではないわけで、やるべきことはきちんとやっているんだ、正当な理由に基づいてやっているんだということが今の御説明でよく分かりましたので、事務局から説明していただいた趣旨も分かりましたので、一番右の書きぶりは適切ではないということで、右から3番目の数字はこのままでよろしいですか。

もちろん、評価も3点のままということで、その書きぶりは事務局と私に任せて下さい。評価はこのままということにさせていただきたいと思います。

他の委員の方、それでよろしゅうございましょうか。

長時間足止めをして大変恐縮ですが、以上のようなことで、各評価項目に関しては提案させていただいたとおりお認めいただいた。

従いまして、総合評価のところに戻っていただきますと、点数もこのまま動かないということで、総合評価の書きぶりも、実は今のところを変えなければいけないということになると、場合によっては総合評価の文章も若干変えなければいけないかなと思っていたんですが、あえて変えることもなかりょうと思いますので、特に御意見がなければこのまま、先ほど1カ所杉山委員から御指摘いただいた点、日本語として適切でないところは直させていただきますが、ということでよろしゅうございましょうか。

どうぞ。

【委員】 時間をとって恐縮でございます。総合評価の中の一者応札に関する部分、他の委員さんからも御意見があったのであえて申し上げますが、17ページの2番目といいいますか、1番目といいいますか、「・」でございますが、一者応札22件については、やむを得な

い事情が存在することも理解するが、「存在することも理解するが」というのは非常にネガティブに聞こえるので、その後の引き続き適正化をしてほしいという方にウエートがあるように見えますが、私も、これはやむを得ない事情の方がよく分かると思いますので、例えばその下の給与水準の書きぶりと同様に、一者応札について、やむを得ない事情が存在することは理解できる。なお、今後も適正化に取り組むこと。こういうふうにしていただいた方がセンターの業務には即しているのではないかと思います。

【分科会長】 有難うございます。日本語というのは1つの言葉でニュアンスがかなり変わりますので、御意見をいただいた件、他の委員の方の御同意をいただければ今のような書きぶりに変えますが、よろしゅうございましょうか。

どうも有難うございます。それでは、今のように積極的に聞こえるように書き直させていただきます。

そのほか、全般にわたりまして何かコメントがございますか。

それでは、長らく時間がかかりまして、御予定のある委員の方には大変御迷惑であったかもしれませんが、貴重な御意見をたくさんいただきましたので、当評価分科会としては恥じない評価ができたと確信しております。

最後ですが、若干書きぶりを変えなければいけないところがございますが、その点は、皆様の御了解が得られれば分科会長と事務局の間で適宜処理をさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

では、そのようにさせていただきます。どうも有難うございました。

私は以上でございます。事務局の方でまとめていただけますか。

【事務局】 先ほど御説明いたしました組織の見直しに関する資料は、後ほど配付させていただきます。

そのほか、連絡事項は特にございません。

本日は、本当に長時間にわたり御審議をいただきまして、誠に有難うございました。以上をもちまして第 11 回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。本日はどうも有難うございました。